

## 議事日程第2号

平成24年9月12日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～5番）

日程第3 議案の委員会付託 6件

認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

---

## 出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政 治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 田 中 康 文	建 設 部 長 奥 村 悟
教育担当参事 安藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典
総 務 課 長 寺 本 公 行	企 画 課 長 加 藤 暢 彦
まちづくり課長 須 田 和 男	税 務 課 長 佐 久 間 英 明
住民環境課長 水 野 嘉 博	保 険 長 寿 課 長 山 田 徹
福 祉 課 長 若 尾 要 司	農 林 課 長 植 松 和 徳
上下水道課長 亀 井 孝 年	建 設 課 長 伊 左 次 一 郎
会 計 管 理 者 田 中 秀 典	学 校 教 育 課 長 藤 木 伸 治

生涯学習課長 玉 木 幸 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

## 開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議会だより等に使用するため、写真撮影を行いますので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 植松康祐君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

---

## 一般質問

議長（谷口鈴男君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告が、質問者全員、一問一答方式でありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願ひします。

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました2点の項目について質問させていただきます。よろしく御答弁のほうをお願ひします。

議長には一問一答でお願ひしておきましたので、あわせてお願ひいたします。

きょうは、トップバッターということで、また傍聴席にはたくさんの方が来ておられるということで、私も1年たちましたけど、頑張ってお願ひします。

まず1点目の質問であります。今まで幾度となく先輩議員の方が質問されてきておりますが、旧児童公園、今は全体にちびっこ広場と言われております管理と遊具の点検整備についてお聞ひします。

そもそも私の考えているちびっこ広場という遊び場が、都市公園法という街区公園、これが

従来児童公園として設置されてきたものであるが、児童だけでなく、広い年齢層による日常的な公園とするため、公園種類の名称が、私の調べでは1993年に改称されたようですが、この街区公園に当たるのか、児童遊園に当たるのか、遊び場という大きなくりに当たるのかは、私の調べではわかりませんが、これを理解しようと思うと、児童福祉法、都市公園法、都市計画法、住宅地区改良法、新住宅市街地開発法等々関連法案がたくさんありましたので、全てを網羅して勉強することはできませんでしたが、できれば答弁の前段でもそのくくりをわかりやすく説明していただければありがたいのですが、この遊具等が設置してあるちびっこ広場は、設置したときと比べれば、当時と生活様式も随分変わっておりますし、子供の数も少なくなり、利用される子供、大人も少なくなっているのも現状であります。

また、遊具事故も過去には全国的に多発したときもありました。衛生上の問題から、砂場もほとんど現在ではありません。あったとしても使われていないのが現状のようです。一部、児童館などはきちんとカバーをされていて、きれいに清潔に使われている部分も私の調べではありましたが、御嵩町のちびっこ広場を全て調査・研究したわけではありませんのでわかりませんが、やはり子供の身近な遊び場として、老人の憩いの場として、親子の触れ合いの場所として設置されてから時間はたちましたけれども、近くにちびっこ広場があるということは大変利用価値があり、町民としてもありがたい場所であることには今でも変わりありません。

送木自治会のように、土地等を提供し合い設置されたちびっこ広場もありましょうし、町の土地に設置されたちびっこ広場もあると思いますが、次の3点についてお伺いします。

まず1点目ですが、ちびっこ広場は、児童福祉法関連で福祉のほうを担当だと思しますので、民生部長にお伺いしますが、私の調べなので記憶間違いだと申しわけないですけど、大体10年ぐらい前、平成12年は鍵谷一先輩議員が質問されていて、答弁で26自治会、30カ所、そしてまた平成21年に安藤博通議員が一般質問されたと思いますが、その答弁で、17自治会、25カ所あったと理解しておりますが、平成24年現在、今現在何カ所のちびっこ広場がありますでしょうか。

また2点目に、このちびっこ広場の管理と設置遊具の管理者は誰でありましょうか。

3点目に、遊具の点検等、管理に関しての管理者への指導はありますでしょうか、また点検の報告義務はありますでしょうか。

この3点目の質問も、これは、鬼籍に入られました木下議員がたしか管理の点検指標というものが町ではあるのかと以前質問されたと思いますが、そのときの答弁は、ないという答えでしたので、気になりましたので、この3点目も質問申し上げます。

先ほども申し上げましたが、私が調査したのは全てのちびっこ広場ではありません。ちびっこ広場自体は16カ所ぐらい行ってきました。夏の間でしたので、草が生えておるところとかい

ろいろありましたが、また伏見児童館、中児童館、各小・中学校、幼稚園、それぐらいは夏の間に全部見てきました。ぽっぽかんとあつと訪夢。

管理のところが違うので全部はあれですけど、今回はちびっこ広場に関してひとつお聞きします。遊具が使えない場所も一部見受けられましたし、写真も撮ってきておりますので、私の持っている資料が役に立てば後から見ていただければいいと思いますし、担当部局は調査に行ったはずだと思いますので、いずれにしましても、身近な公園は子供にとっても大人にとっても町民のオアシスでありますし、整備・点検されている遊具は子供の遊びのツールとして健全な発育に欠かせないものだと思いますので、よろしく御答弁お願いします。

最後の1点は、遊具に関してであります。町の管理する遊具には、学校にある遊具、幼稚園にある遊具、公園にある遊具と数多くあると思います。

また、公園の遊具に関しても、さきの質問のちびっこ広場の遊具、みたけの森、南山公園等の遊具、管理部局も民生部局、建設部局、学校関係は、学校、教育部局と分かれていると思いますが、法律も都市公園法や児童福祉法等々、先ほどのあれですけど、いろいろあって難しいかもしれませんが、私の浅はかな頭の中で考えますのは、遊具という一くくりに一元管理できないものか、遊具に関しての問題や相談があれば、この課のこの係に行けば、どこの遊具であっても遊具台帳なるものがあり、すぐ町民に答えが返ってくると思われませんが、最後の1点のみ、政策的なことも入っておりますので、副町長にお伺いしますので、よろしくをお願いします。

最後の1点の質問は、この後、岡本隆子議員が公共施設の一元管理化ということで質問されるそうですが、それと同じような考えで、一元化されたら便利がいいかなあといって、私の考えで思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

#### 議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

#### 民生部長（田中康文君）

おはようございます。

高山議員の答弁が私の初答弁となります。よろしくお願いたします。

高山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員の御質問であります各自治会に設置されております児童公園、またはちびっこ広場と呼ばれております児童公園等は、地域の自治会が地域の環境整備として、児童の豊かな情操及び健康な身体を養い、あわせて交通事故や犯罪等から児童を守り、町民生活の安定及び地域の連帯意識の育成などを目的に各自治会等において設置された公園であります。

議員の御指摘のとおり、児童公園等は子供の身近な遊び場、老人の憩いの場、親子の触れ合いの場としてなど、地域において大切な場所であると考えております。

御質問は、児童公園等の管理と遊具の点検整備について3点であります。

御質問の第1点目は、町内の児童公園等の数についての御質問であります。御嵩町の児童公園等の数は32カ所であります。

第2点目の御質問は、児童公園等の管理と設置遊具の管理者は誰であるかという御質問であります。御質問の各自治会に設置してあります児童公園等につきましては、冒頭で説明させていただきましたとおり、公園及び公園の遊具の設置者は各自治会等でありますので、その管理につきましては、各自治会等で行っていただいているところであります。

第3点目は、遊具の点検管理に関する管理者への指導についての質問であります。

児童公園等の箇所数は32カ所でありますが、そのうち遊具の設置してある児童公園等の数は25カ所であります。管理者としましては、21自治会、遊具数は77基であります。保守点検につきましては、町が委託した業者が年1回、目視等による保守点検並びに超音波等の非破壊安全検査を実施し、その結果につきまして、各自治会長に対し、修繕を要する箇所の写真及び見積書を添付し、お知らせして、あわせて町の修繕に係る補助制度の説明も行い、安全な管理運営に努めていただくようお願いしているところであります。

次に、児童公園等の設置及び整備に係る町補助制度について御説明させていただきます。

この制度につきましては、年度当初に開催いたします各地区自治会長会議におきまして、住民環境課ふれあい係から、町補助制度を取りまとめました御嵩町自治会支援制度の資料に基づき、補助制度の概要についてお知らせしております。児童公園等の補助制度の内容であります。児童公園等の設置に係る補助につきましては、補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は30万円であります。補助対象経費が5万円未満の場合は補助対象外であります。

児童公園等の整備に係る補助につきましては、これは児童公園等の増設、改修、修繕及び修理に係る補助であります。補助率は、補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は10万円あります。補助対象経費が2万円未満の場合は補助対象外であります。

なお、平成23年度に補助制度を利用して修繕実施をされました自治会は1自治会であります。補助金としまして10万円を交付しております。

児童公園等は、子供の安全や地域のコミュニケーションを図る上で大切な場所でありますので、今後も町の補助制度を利用していただきまして、各自治会により適切な管理をお願いしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

副町長 瀨瀬久美君。

**副町長（瀨瀬久美君）**

それでは、高山議員の質問にお答えをしたいと思います。

子供の遊びと遊具について申し上げるならば、遊びにおける遊具の必要性につきましては、遊びの機会を提供し子供の遊びを促進させることや、子供が冒険や挑戦できる遊具は、子供にとりまして魅力的であるばかりか、その成長に役立つものと言われております。

このような視点から、少子化の中で子供たちに安全な遊びを提供していきたいとの思いで御質問をいただいたものと理解をしております。

質問は、町管理の遊具についての一元管理についてであります。

町が管理しております各課の遊具は、建物等と一体的に管理をしております。特に遊具の安全確保の観点から申し上げますと、定期の安全点検とともに、施設の担当者が実施している日常の点検が重要と考えております。したがって、今後につきましても、建物と一体的に管理を行い、それぞれの担当者が責任を持って管理していきたいと考えております。

また、遊具に関する問題や相談につきましては、町民の方の総合窓口として住民課ふれあい係を位置づけておりますので、庁舎内の担当課等のお尋ねにつきましては、この部署にてお答えをするとともに、必要に応じ、連絡を受けた職員がその場に出向き説明させていただくワンストップサービスを実施し、利便性を高めている状況であります。町にはさまざまな行政サービスがありますが、当初の計画どおりに機能していれば問題はないわけではありますが、機能していないケースについては、制度設計に問題があるのか、または制度の運用に努力等が足りないのかを検証して、対応をしていきたいと考えております。

特に私に質問いただきましたので、高山議員の質問の意図するところを少し考えてみたわけではありますが、高山議員は本当に議会活動を一生懸命やっておっていただくということは私は認めます。そうした中で、議員としては、昨今の社会情勢から全般から鑑み、御嵩町の職員というのは、恵まれた職場環境の中で仕事をしているということを職員は認識し、町民のためにさまざまな分野で精いっぱい頑張ってもらいたい、そういう思いと、また遊具の管理は町全体から見れば小さなことではあるが、細やかなサービス提供でできてこそ真の行政サービスであるということを忘れないでほしいというような意図があるのだということを勝手に推察をさせていただきました。

それから、一元化についての話の中で、岡本議員が後ほど質問していただけるというようなことの中で、いわゆる一元化ということを経験した場合に、大きな市では、例えば管理する施設の規模ですね。例えば市民球場とか、市の体育館とか、文化施設とか、そういうものは規模も大きいですし、また学校とか、そういうものも数が多いということの中で、専門の施設を管理する、例えば施設管理課等を設けて管理をしておりますが、御嵩町では、専門の部署をつくってまで管理するには至っていないということでございまして、つまり規模の小

さな自治体であればあるほど、職員はさまざまな業務を遂行する状況にあるということを御理解をいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

御答弁ありがとうございました。

副町長に褒めていただきまして、次の質問がなかなかしにくいですけど、あと、田中部長に1つ再質問で、少しだけお伺いしたいのは、私も見てきましたけれども、草が少々伸びておるとか、そういうことではなしに、例えば先ほども申しましたが、鬼籍に入られた木下議員が心配しておられたのは、ちびっこ広場の遊具でも、一元的に、結局は同じような規格で遊具はつくっていないよということなので、その管理のほうも一元的に管理が、全てのちびっこ広場が同じようにまずできていないということが確かなんですよね。例えばブランコでも、みんなが近寄れん、柵があるところもあれば、ないところもあると。そういうようなところで、規格自体は今でもないわけですかね。

それともう1点だけ、委託業者に委託されて、毎年度点検されているということで安心しましたが、それを自治会長会なり何なりに言って、あるところは書面でも何でも報告するということはどうですか。何か不備があったら報告するということじゃなしに、不備があっても、ここは僕は何年か議員になる前から遊具は調べておりますので、何年も同じ状態であるところは確かにあるんですよね。それは毎年点検して、自治会長に言ってあるなら、そこは補助金制度を活用してやるということもできると思いますが、実際は何年も放置したままというところも、同じような状態で2年も3年もあるというところがありますので、毎年、その点検表をやって、指導してもらえないということはないですか。

以上、2点だけお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

民生部長 田中康文君。

**民生部長（田中康文君）**

それでは、高山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2点なんですありますが、点検の基準につきましては、御指摘のとおり、一律の基準というものはないということで、器具が破損していないか、壊れていないかという基準で点検業者のほうに点検をいただいているという状況であります。

その辺のことにつきましては、今後、そういう基準というようなものをもう一度、基準としてはないんですが、どこまで整備するかという部分がありますので、必要な部分があれば、またそういう部分を各自治会等へ通知をしていきたいというところですが、今のところは、そういう基準があるということは聞いておりません。

それからもう1点、毎年度の点検の結果の報告であります、今のところ、結果報告については報告を求めておりませんので、異常がある旨については、各自治会のほうに毎年報告をさせていただいておるんですが、その状況を把握する必要もあるかと思っておりますので、またその点検状況につきましては報告をしていただいて、危険であれば撤去していただくというような形をお願いをしていきたいというふうに考えております。

ちなみに、今回の補助制度の中では、修理等の補助についてはあるんですが、撤去等につきましては補助制度がありませんので、自治会のほうで負担をしていただくという形になるかと思っておりますが、そういう指導をしていきたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

ありがとうございます。

私の知る限りでは、ある自治会は、ブランコがあって、ブランコ自体がないと。それは意図的に多分外してあると思いましたので、ああ、意図的に外してあるんだな、危ないでかなあと思いながら来ましたが、私が質問して、毎年点検がなければ、点検表なるものを各自治会長会のときに会長さんに配って、自治会で自分たちの公園の遊具は点検すればいいのかなあという思いで来ましたが、そういう提案もあるのかなあと思ってきましたけど、毎年、町のほうで点検してもらえるということなので安心しましたし、だけど、不備があるところは確かなので、点検の状況をしっかりと自治会長さんのほうに伝えてもらって、不備のところは早急に直してもらえるように、指導のほうをお願いします。

以上で1問目の質問を終わります。

次の質問に移りたいと思います。

町営住宅の行政について、町長の所信をお伺いいたします。

町営住宅の平成24年度3月31日現在の町からいただいている管理状況の資料によれば、宿、板良、白山、顔戸、高倉であり、管理戸数230戸、入居戸数156戸、空き室戸数74戸という状況であります。建物自体もかなり老朽化しており、入居住民も超高齢化していて、白山住宅などは、自治会組織が立ち行かないようになったと聞いております。

私も公務上、実地調査には幾度となく町営住宅にも行っておりますが、政策空き家なるところもあり、「防犯上、よろしくないよ」という言葉も町民の方によく言われておりますし、居住環境の面も劣悪なところもあるように私の目から見ると思います。

そもそも公営住宅というものは、公営住宅法で、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、また転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした条項でありました。

御嵩町でも昭和20年代後半から、板良住宅の昭和60年初めまで建築をされておりますが、現在でも156戸の人たちが住んでおります。居住空間の改善、空き家の管理、住民の高齢化によるコミュニティの縮小、足の確保等、町当局といたしましても奮闘努力しておられると思いますが、今回は町長に、町営住宅に関し、住宅建設基金現在高は1億1,000万ほどの基金残高だと思っておりますが、そのことも含めまして、どういう展望を持っておられるか。町営住宅に住んでおられる方も縁あって御嵩町民になり、ふるさとになっていかれると思っておりますので、総務部長と町長お二方が今回は御答弁してくださるということで、町営住宅の現状、そして将来の明快なビジョンを町長にお示しいただければ大変ありがたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

#### 議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

#### 総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、私のほうからは、まず町営住宅の現状につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

本町の町営住宅は、ただいま御指摘のありましたように、昭和28年度に建築を始めた白山住宅から順次、顔戸、高倉、宿、板良住宅と、昭和60年代初めにかけて整備を行ってきました。現在この5団地、合計で入居戸数が156戸であります。これらの住宅は、築後59年から26年を経過し、老朽化が進んでいるため、雨漏りや宅内漏水などの苦情が担当である総務課住宅係のほうに頻繁に寄せられているような状況であります。また入居世帯も、単身、高齢者世帯の割合が、現在、ことしの3月時点で30.12%を占め、ここ数年の割合では、平成21年度が27.81%、22年度が28.13%と、年々、単身、高齢化の割合が進んでいる状況でございます。

こうした現状を踏まえまして、第4次総合計画の後期基本計画では、高齢化に対応したバリアフリー化なども考慮して、町営住宅の計画的な建てかえ計画を策定することとしておりますが、建てかえには相当な費用がかかるため、財源としては、先ほど指摘されました現在積み立てている町営住宅建設基金のほかに、国の地域住宅交付金、これは補助率が対象事業費のおお

むね45%でありますけれども、こうした交付金を活用していきたいと考えております。この交付金を活用するためには、平成21年度以降、公営住宅等長寿命化計画の策定が求められております。また、平成26年度からは策定が必須条件となってまいりました。このような状況であります。現在、町内には民間のアパート等が国道21号バイパス沿いに新築が進み、こうした民間賃貸住宅などの住宅の需要動向も考慮して、町営住宅の需要戸数を想定し、全体像を展望して、公営住宅等長寿命化計画を策定する必要があると考えておりますが、現在、まだ未策定であります。

したがって、今は現実的な対応としまして、高倉住宅で特に老朽化が進み、空き家が目立つ南側のブロックにお住まいの方に北側ブロックへ移転していただきまして、あいたところの解体を行って、将来の建てかえスペースの確保を行っているところでございます。

以上で、私のほうからの町営住宅の現状に関する御説明を終わらせていただきます。

#### 議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

町営住宅についての御質問でありましたので、政策的な意味合いで答弁をさせていただきたいと思っております。

今、遊具等々のお話がありましたけれど、岡本議員と重なる部分もありますので、後ほどまた答弁を求められておりますので、その時点でお話ししたいこともございます。

まず、高山議員の御質問に対する答弁の前提として、2つの大きな節目というものを念頭に置いてお聞きいただきたいと思います。

平成8年には、サブプライムローンの破綻によるリーマンショックがございました。その3年後、昨年であります。3・11の東日本大震災がございました。リーマンショックの前年が私が町長になりました年であります。その選挙の際にも政策的に何をやりたいのかということ町民に訴えました。町営住宅に対する考え方については、基金を利用して、でき得れば、上之郷の小・中学校の子供たち対策という意味も含めて、非常に減少していると。もともと少ないわけではありますが、できれば子育て世代が入っていただけるような、そんな町営住宅をつくりたいという思いを持っておりました。また、上に積む予定の頭の中にあつたわけですが、1階についてはバリアフリー化して、御老人、高齢者の独居であるとか、老老の御夫婦であるとか、こういう方に入っていただけるような複合的な町営住宅が望ましいということを申してまいりました。

計画が具体的になされる以前といたしますか、1年たった時点でサブプライムローンによるリ

ーマンショックが起きました。

御嵩町は非常に堅調に工業団地の進出等々誘致も進んでまいりましたので、アパートがたくさん建ってはおりましたけれど、町営住宅としての役割も果たさなければいけない部分について、町でも、やはりそうした住宅についてはある程度出資といいますか、お金をかけていくべき問題であるという考え方をしておりましたが、リーマンショック以降、大変企業の経営状況も余りよろしくなくなったということで、解雇等々も相次ぎまして、公営共同住宅ですね、民間の。これが大変空室が目立つようになった。今でも、夜通りましても電気のついていないところ、昼間も車のとまっていないところが非常に多くあるわけです。入居率までは詳しくは調べてはおりませんが、今現在、理想的な町営住宅をもし建設するとすると、入居料は当然抑えていくこととなりますので、逆に民業圧迫になりかねないということを懸念しております。このアパート経営者たちは、全て御嵩町の農地を持っておられる方ですから、御嵩町民であるという解釈をするのが妥当かと思えますけれど、少なくとも御嵩町民のビジネスチャンスを奪うような形に町営住宅がなってしまえば、これは本末転倒であろうということで、逆にそうした新設については現在のところ一切考えておりません。

先ほど部長のほうの説明がありましたように、高倉住宅については長屋方式ですので、1棟にお1人だけお住みになっていたとしても、雨漏りがすれば直さなければいけないという状況ですので、でき得る限り、集中して1棟に集まっていたいただきたいということをお願いしまして、引っ越しに応じていただいているところもあります。完全にあいた時点で解体撤去ということをして、土地も随分あいている部分があります。その上で、本来は建てかえという形で、有利な財源を求めた上で手をかけていくということが本来の姿かもしれませんが、私自身は、余り分散させた形の町営住宅にしたくないということを考えております。高齢者、特に独居の方も多いわけですので、これからそうした例が顕著になってくるかと思えます。それを考えますと、でき得れば、板良住宅を建てかえという形での集約・集中をさせていくことが、ある意味福祉という面で考えますと、効果的、効率的になってくるのではないのかというふうに思っております。間取り等々も、そういう方々に合ったような間取りをしていくということで、非常に残念ではありますが、子育て世代の利用されるような共同住宅については若干難しいという考え方をしております。

さて、これから町営住宅の建てかえ等々にかかなりお金がかかってきます。どういう形にすればいいのかということになってくるわけですが、2足のわらじといいますか、2つの可能性を模索していきたいと思っております。1つは、民間のアパートがあいているのであれば、交付税の関係であるとか、建設費の補助の関係であるというとかという問題はありますけれど、民間のアパートを借り上げて、これを町営住宅に指定をしていくという方法も1つあるのではな

いかと。これは法的な部分でクリアしなければならない部分が出てくるわけでありましてけれど、可能性があるのであれば、どちらがリーズナブルかということも考えながら、町営住宅についての位置づけをしてまいりたいと思っております。

ちなみに私は、社団法人日本住宅協会岐阜県支部の監査であります。会合には出ておりましたけれど、今はもう既に休眠状態にあります。というのは、ほとんどの市町は、公営住宅は考えていないという状況にあります。現在、いわゆる公営住宅を建設計画しておられるのは、ほとんどは中山間部で、民間の共同住宅、いわゆるアパート建設が望めないような、可能性のないようなところが、人口引きとめ策として、村営住宅であるとか、町営住宅を建設しておられると。そういう意味では、御嵩町は大変恵まれているということが逆に言えば言えるかと思っておりますけれど、やはり156人、157人という戸数が今借り上げられた状態ですので、その方々に利便性の高いものにしていきたいというふうに思います。

もう1つ、私の理想としているのが、さっき高齢者がふえてということをお願いしましたけれど、集中させたいというのは、ある意味、板良住宅をいい意味でのシルバータウンのような形をとっていったらどうなのかなと。公共のバスの計画を今しておりますので、買い物等々に行っていただくのに、そういうバスを利用していただいて、何人かがまとまっていけるような形をとるとのこと。また、町内にはスーパーを経営しておみえになる方もありますので、曜日、時間を決めた出張販売等々も行きやすい、また保健師さんあたりが介護関連とか、御老人の健康の確認のためにいろんなところへ足を運ぶわけでありましてけれど、シルバータウン化すれば、そこで効率よく見ていけるということも出てくるかと思っておりますので、でき得れば、一つのまちの中の地域づくりとして、板良住宅を斬新的な形での新しい解釈をしながら、町営住宅としてアピールをしていきたいという考え方をしております。

先日思ったんですけれど、こんな物件、広告が入っていました。15室、2,930万4,000円などという、どこかおわかりになると思っておりますけれど、こういうものを、いわゆる国の補助等々がなくても、独居に向けた形の設計でもありますので、臨機応変に御嵩町が買って、御嵩町の町営住宅として提供をしていくという方法も私はあると思っておりますので、これにはスピード感が必要になってくると思っております。当然、会計上は皆さんの同意を得なければいけませんので、自治体が入札に参加するということは、まずこれまでの例ではないと伺っておりますので、こうした対応をしていくには、やはり扱っている不動産業者と話し合いという場が必要になってくるわけですが、その場合に、やはり議会が理解を示しておいていただいて、その上でかからないと、話をしていただけになってしまうということもありますので、非常にスピーディーな決断が必要になってくる時代になりましたので、議員の皆さんにも、そういう意味ではそうした思いを持ちながら対応をしていっていただきたいというふうに思っております。

一緒にどんな形の町営住宅が望ましいのか、理想なのかを皆さんとともに考えてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上であります。

[ 1 番議員挙手 ]

**議長（谷口鈴男君）**

1 番 高山由行君。

**1 番（高山由行君）**

町長には、政策的なことをいろいろとお話ししていただきました。前々から思っていたのは、先ほども町長がおっしゃってございましたけど、前は町長の口からも、かなり町営住宅のお話は出ていたと思います。リーマンショック以降は、余り口に出さないようになったという印象も私ありましたので質問しましたが、行政のほうでは公営住宅をどうするかということも考えてもらっているということも先輩議員からも実は聞いております。そのことを継続的に考えていってもらいまして、長期政策を町長にはぜひ打っていってもらって、この後どうするかということもぜひ考えていってほしいです。また、高齢化しておるといことで、高齢者に対してもそうですが、今、公営法が変わって、この間、中日新聞にも載っていましたが、先ほど町長も言っていました子育て支援のほうに関しては余りいい策はないということで、これでも物件があるので、その対策をしていくということですが、御嵩町には新しい物件がないので、若者が入るようなところは、私たちの年代は、例えば板良とか、ああいう町営住宅が安かったので、例えば結婚して御嵩に住むという方もたくさんおりましたが、今は可児のほうに夫婦になって出ていくという子がたくさんおりますので、そこをつなぎとめるには、やっぱり先ほどの民業との接点を持ちまして、いろいろと政策的に考えていってもらえれば大変ありがたいです。若者は、全ての人が表に出ていくんじゃないし、御嵩に住みたいという子もたくさんおります。そのときに安い家賃で住めるような公的なものがあると大変いいと思いますので、長期的にひとつお考えになられて、行政のほうもいい知恵を出して、これから先進んでいってほしいと思います。

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

**1 1 番（岡本隆子君）**

それでは、お許しをいただきましたので、私、本日、大きく2点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、今後の公共施設の改築、改修についての考え方についてござい

ます。

私たちの身の回りには、公民館や小・中学校、保育園等多くの公共施設があります。これらの多くは、人口増に伴って一斉に建てられており、それらが一斉に今後老朽化を迎えるわけでございます。高齢化、人口減を伴って、これらの建物の更新を財政的にどのようにやっていくのかということについての危機感を多くの自治体が抱いていることと思います。

さて、8月20日の朝日新聞の社説で「公共施設更新、白書づくりで仕分けを」という記事が載っていました。我が国の施設の多くは、高度成長期に建てられ更新時期を迎えているが、財政難の中どうするかという問題提起で、神奈川県秦野市の事例が紹介されていました。住民の高齢化と同様、公共施設の老朽化は大変な問題という危機感から白書をまとめたのであります。市単独では対策が立てにくい道路などを除く施設を対象に、更新時期と必要な投資額、人件費を含む経費や利用率を調べました。この結果、全ての箱物を維持すると、市の借金である市債の残高が2倍に膨れるというものであります。

その結果、秦野市では、将来の世代に巨額のツケを回すわけにはいかないと、白書にしてまとめた再配置計画では、原則、新たな箱物はつくらず、既存の施設も人口の減少に合わせて40年で3割減らすという方針を打ち出している。この白書づくりには、50前後の自治体が現在取り組んでいるという新聞の内容でございました。

なるほど、ネットで検索してみますと、多くの自治体が白書づくりに取り組んでおります。これは、人口規模の大きな自治体だけではなく、御嵩町ほどの自治体でも白書づくりに取り組んでいるところがあります。

さて、当町の場合はどうでしょうか。本日、資料を出していただきまして、ありがとうございます。この資料を見ていただいてもわかりますように、御嵩町でも公共施設は昭和50年代からの人口増で、学校教育、社会教育、児童福祉等の分野で次々と施設が新築、改築されてきています。資料からですが、ざっと分析をしてみました。木造はほとんどございませぬので、鉄骨づくりですと45年、鉄筋コンクリートですと60年で建てかえるというふうに考えてみますと、昭和40年代、50年代に建てられた老人憩いの家、ふらっとハウス、上之郷、中・伏見の各保育所、そして中・伏見児童館、上之郷、御嵩、伏見小学校、各地区公民館、そして役場庁舎等も含めまして、平成20年代後半から平成30年代に更新時期のピークを迎えることとなります。

また、これらを全部改築するとすると、このいただいた資料の延床面積を合計しますと、1平方メートル当たり35万ということで計算をいたしますと、ざっと95億円という試算になります。

これと並行しまして、御嵩町でも高齢化と人口減が進んでいきます。国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口によりますと、御嵩町の人口は、2020年（平成32年）には1万7,357人、

高齢化率35.2%、平成47年（2035年）には1万4,638人、高齢化率は40.6%と推計されています。もうちょっとこれよりは高齢化とか、人口減のペースが落ちるかとは思いますが、非常に危機的な数字であると思います。生産人口の減少と人口減、そして高齢化により、税収の減と扶助費などの義務的経費が増加することで、投資的経費を抑制せざるを得なくなると予測されます。公共施設の老朽化により、建てかえや改修で将来財政圧迫となることは目に見えていると思います。

まず、第一歩としまして、公共施設の実態把握が不可欠だと私は思っております。これまで御嵩町では、縦割りで施設を管理してきたため、全施設のデータを網羅した資料がないと思います。先ほども一元化の管理ということが話題に出ておりましたけれども、今回出していた資料も、これは各課から提出、総務課のほうでまとめていただいて、提出をいただいたものだというふうに伺っております。

先進地の自治体では、公共施設白書をつくって、全ての公共施設の現状や課題をわかりやすく解説しております。これを市民にも積極的に公開をして、管理コストを明示し、そして今後の施設の更新に必要な額や財源不足を試算しております。

そこで質問に入らせていただきます。

現在、本町では、総合計画に規定する3カ年ごとの実施計画において、施設ごとの耐震工事や大規模改修の必要性や時期、当該工事の重要度などを、担当課から上がってきたものを審査委員会で審査するというふうに聞いております。

今回の公共施設更新白書作成の件について、あちらこちらの資料を私も調べてみました。その中で、ある自治体職員、地方議員、首長が参加した公共経営セミナーで、次のようなことが報告されておりました。

施設の更新について、庁内での調整が大変であること、その原因の一つは、施設データが庁内で一元管理されていない上に、内容に統一性がないため、そこに改善の必要があるのではないかとということです。

今後、御嵩町でも多くの公共施設の改築、改修が迫られるわけですけれども、現在の3カ年方式というシステムでは限界があるのではないかと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。それは総務部長にお尋ねをいたします。これがまず質問の1点目ですので、よろしく願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

岡本議員にお願いがありますが、一問一答方式、1番、2番、項目を上げてありますので、2番までやっていただくとありがたいと思いますが。

**11番（岡本隆子君）**

それでは、2点目についてですけれども、公共施設更新の問題はどこでも直面している問題でありまして、職員の勉強会、研修会も開かれているようです。この近くでは関市も、さきに述べました秦野市から出前講座を行うというようなことが書いてありました。

御嵩町でも白書をつくるのが目的ではないので、そんな立派な白書ではなくてもよいと思いますけれども、これをコンサルタント会社に丸投げして作成するというようなものではなく、まずは公共施設の更新時期と改築にかかる経費を割り出し、財政計画を立てるというように、職員の方みずからがデータを分析し、危機感を持つべきではないかと思います。それから統廃合なり複合施設化を考えていく。そして、町民の方には十分な情報を提供していただき、地域の公共施設については住民間での話し合いの場も必要ではないかと思いますが、その点について、町長のお考えをお伺いできたらと思いますので、以上、2点について、よろしくお願ひいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、岡本議員の第1点目の御質問である総合計画に規定される3カ年ごとの実施計画では限界があるのではないかと、どう感じているんだと、そういう御質問にお答えしたいと思います。

地方自治法第2条第4項で、市町村は、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに則して事務を行うことが求められています。

このための具体的な取り組みが、10年スパンで策定した基本構想と、これに基づく基本計画及び3年間の政策を効率的に進めるための実施計画であり、総合計画とは、この全体を指すものであります。

地方自治体が各種の施策や事務を行う上で前提としてこうした長期的な計画によって行うこととされておるのは、例えば表現は悪いですが、一時的に税収が豊かであったり、ある種の誘導策として補助金が多く出たり、補助率がよかったりすると、場当たりに箱物の計画をし、結果として、後に維持管理費の負担に苦しむというような事例が多々あるように感じております。

そのようなことのないよう、長期的なスパンで人口動態の状況や税収予測、住民の各種施策の満足度や、今後重点としたい施策などの意向を踏まえて、総合的な視点に立って行政運営を行うことが、現在のように歳入の伸びが見通せず、各種公共施設がほぼ同時期に改修等が必要となっている状況下では特に求められていると考えています。

3カ年ごとの実施計画は、そうした視点に立って毎年ヒアリングを行い、厳しい財政状況の中で優先順位をつけ、順位の高いものから翌年以降に予算づけを行っております。

ただ、優先順位を考える視点は毎年全く同じかと言えば、例えば2年連続で発生した集中豪雨被害や、昨年の東日本大震災など、住民のための安心・安全のまちづくりに重大な影響のある出来事が発生した場合には、過去の順位にとらわれず、担当課から上がってきた要望を再度点検し実施順位を変更するなど、実態に即した運用を行っております。

また、最少の経費で最大の効果が導き出されるよう、財源に関してもさまざまな補助制度が毎年新しく成立される中、的確なものを見つけて財政負担の軽減を図るなど、実施計画策定の形骸化を招かないよう、毎年努めておるところでございます。

こうした制度の中で、新たなニーズに沿った公共施設の大規模改修や、場合によっては、統廃合を限られた予算の中で行わなければならない重大な事案が生じた場合には、現在の実施計画における担当課が策定した基礎的数値をベースに審査委員会だけで優先順位を判断することは難しく、町全体としての当該施設の費用対効果を十分に検討する必要があると思っております。

また、利用者や地区住民にも多大な影響、さまざまな意見が出てくることは当然想定されますので、通常3カ年の実施計画以前に、スパンの長い基本計画等に位置づけるとともに、具体的には〇〇検討委員会などの設置が必要になり、最終的には住民の御理解と合意形成を図りながら、町長が政治的な判断を下す必要のある事案となると想定をしております。言い換えれば、こうした点が3カ年実施計画だけで決定、実行できるか否かの限界であるのではないかと思っております。

以上で、岡本議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

岡本隆子議員の御質問は、公共施設の白書という内容であったと思いますが、事前通告制ですが、かなり内容が変わっておりますので、答弁漏れがございましたら、また再質問していただければというふうに思います。

まず、担当者がつくったものを簡単に言いますと、定義なるものは、いわゆる箱物について建てかえの時期や費用を算出すると。白書の用途については、適正な評価のため、また行政評価の基礎資料、これは岡本議員のおっしゃっていた事業の存続をするのか、見直しをするのか、廃止するのか、この基礎データが必要となってくるということから、白書の用途としてされていきます。また、町には10年間の総合計画があるわけですが、そこから外れないように、また次なる総合計画には組み込んでいくと、その評価の基礎データが必要だということでもあります。

また、最後のほうに出てきましたが、財政シミュレーションをつくる場合に幾らかかるのかということも含めてシミュレートしていくということになるかと思います。

私、受け取り方によっては、この白書をつくりなさいという話は、大変行政的な立場に立った質問だと解釈をしています。といいますのは、財政難ということが言われて久しいわけですが、御嵩町も御多分に漏れず、余分なことは早々にできる状態ではないというのが現状であります。ただ、私自身は数字は大切にしますが、崇拜はしておりませんので、基本的には町の経営というのはプライマリーバランスだという考え方をしております。

そういう場合に、じゃあなぜ行政がこうしたものを必要とするかということになるわけですが、老朽化が重なって、統廃合するために住民説明をしようとする、いわゆる総論は賛成であるが、各論については反対されるということになってきます。議員さんの立場ですと、各論のほうをやっていっていただかなきゃいけない部分が非常に多くあるのではないのかなと思います。そういう意味では、これはつくれば行政側も非常に心強いある種のツール、武器にもなってくるという危険性も、やはり議員の立場としては考えておいていただいたほうがよろしいかと思います。

比較的大きな自治体がこうしたことをやっておられると。全般的に、改めて私も今そういう言葉を使いましたけれど、箱物という表現は非常に悪いというふうに思いますので、今後は「箱物」という言葉は使わないようにしていこうと。この「箱物」という言葉を使うときには、公共施設全てノーと、悪いものだという、どうもそのような解釈が個人の価値観の中に入り込んでいるという部分がありますので、人によっては大変重要な施設なんだという箱物と呼ばれておるものでもあるかと思います。

実は、先ほど部長が言いましたように、災害が起きました。これについて、公共事業は悪だと言ってきた人がトーンダウンをして、できれば早く排水施設をつくれというような話もありますので、情緒的な話はやはりすべきではないと。箱物という表現はある種情緒的ではないのかなということを、改めて今回の御質問の答弁を考えながら感じたところであります。

先日、第3回流域自治体シンポジウム「水でつながる命」の会合がございました。名古屋市公館というところでありました。河村市長の第一声が、「ええところやなと、わし、こんなのあるの、知らなんだ」ということをおっしゃいました。非常に大きなまちですと、どこにどのような施設があるかということを首長さんも議員さんも知らないというのが現状であるかと思えます。

そういう意味では、御嵩町の場合は、東から見ても、西から見ても、公共施設というものはどういふものがあるかはおおむね頭の中に思い描けると思いますが、全て回ってこいと言われてれば、きょう回ってこれると思います。そういう意味では、条件が若干違うじゃないのかなと

いうことは思っております。ただし、ある程度の規模の自治体では、白書の必要性を肯定するものであるということは言えるかと思えます。

例に出ました神奈川県秦野市ですが、人口17万人、可児市の1.5倍以上、御嵩の8倍以上という人口になるわけですが、やはりこういうところは、合併もあったのかもしれませんが、施設も非常に多く抱えてみえるというのが現状だと思います。また、一つの施設がかなり立派であろうということを推察しております。秦野市では、職員の手づくりだという中で、政策部、公共施設再配置推進課、公共施設再配置推進班というものをまずおつくりになって、専門部署を設けたと。私、試算と言えるところではありませんけれど、白書をつくるために費やしたお金は、多分5,000万ぐらいの人件費が要ったんであろうかと。これから実行していくということですので、さらに人件費がかかってくると。ただ、このつくられた白書については、住民の合意とか、議員の合意というのはない状態のものでありますので、これからそれが本当になっていくのかどうかは、まだまだ注目する点がたくさんあるかと思えます。

現状でいえば、御嵩町については、コンサルタントに任せるより仕方がないというような状態であります。日々の仕事でいっぱいというところでもありますので、コンサルタントのほうからの営業攻勢もあるようです。つまり簡単に言いますと、限定した施設であれば、御嵩町がお願いした場合には200万から300万円かかるだろうと。ほぼ全てをやっていただくと、1,000万とは言わないけれど、それに近い額になるのではないかと考えておりますけれど、今回の補正予算のほうへ出させていただいた耐震工事計画の端緒となります耐震診断等調査費というものが計上してあります。これは162万8,000円であります。つまり、白書をつくるお金があるのなら、具体的に頭の中にある老朽化した部分、施設について、前にすぐ向くための準備のお金に使ったほうが、御嵩町の場合は有効ではないかということを考えております。投入する額というのは一般財源になってきますので、当然、効率的、効果的な使い方をしていくということでもあります。

私の頭の中には、常に5つぐらいの施設の更新やら、補修、耐震があります。その中から、やはり有利な財源のあるもの、いわゆる補助金、交付金がつきやすいもの、今の流れからいって、こうした補助金が来年は見込めるということであれば、その計画にのせていきたいと。これも臨機応変さが必要であります。まだまだ使えて安全なものについては、当然やる必要ありませんけれど、心配している点については、複数案を持ちつつ、一番有利な財源が利用できる部分を使わせていただいて、更新をしていくということが最も望ましいというふうに思っております。今現在、計画のその前段階で指示が出してありますのが、伏見の児童館であります。これは耐震工事もできないという建物でありますので、更新せざるを得ないということになりますけれど、少なくとも財源的に最も有利な財源は何かということを考えつつ、今計画をさせ

ている次第であります。

先ほど申し上げましたように、総論賛成、各論反対ということになってくる可能性が非常に高いものでありますので、ぜひ議員の皆さんも、これについてはどうあるべきかということに思いをはせておいていただきたいと思います。

例を挙げますと、中保育園があるわけですが、ここは改装なり、改築なり、耐震なりはしなければならぬと思っております。財源の有利な状況をつくろうと思えば、公設民営しかございません。一般財源全てに投入せざるを得ない。借金もふえてきますし、その覚悟ができるのであれば、公設公営という運営はできるということになります。多分議員の皆さんは、公設民営だといえ、何らか心配、懸念をおっしゃると思っておりますし、公設公営で金がかかるという面については、必ずいろんな議論があると思っておりますので、これも議員の皆さん一人一人の政治判断ということになりますので、こうした重いテーマを簡単に乗り切れるものにはこの白書はならないと、そのツールにはならないということも現実思っておいていただいたほうがいいのではないのかなと思っております。

あと、組織についてであります。昭和29年生まれ、私の1級下になるわけですが、2年半後、26年度末には12人退職します。今、置き土産に鍵谷部長にしっかりやっておけと言っているのは、横断的な一番効率のいい組織の大改革をするということでもあります。今の施設管理について、全ての施設を管理する部署が望ましいということであれば、1つ設けたいというふうに思っております。学校もあれば、公民館もあれば、教育委員会の中でも幾つもありますので、そうしたものを一元管理できることがわかって、効率がいいという数値が出てくるのであれば、大機構改革をしたいというふうに思っております。12人一気にやめると、貴重な戦力ですので、新しい人を補充したとしても、やはり戦力的にはダウンしてしまうということが考えられますので、課の統廃合も含めて大改革をしたい。その際には、縦割りのみならず、横の連携が図れるような組織にしていきたいと思いますというふうに思っておりますので、今後アドバイス等々をまたいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[11番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

御答弁ありがとうございました。

町長の御答弁ですと、白書づくりはコンサルに委託するしかない。委託するには二、三百万安くてもかかるので、当面は、まずはその白書づくりよりは今必要なものにお金をかけたいというふうに理解でよろしいでしょうか。

私が思うのですが、確かに職員の方はお忙しいと思いますけれども、町長は常に5つぐらい、施設をどうやって更新しようかというのが頭にあるというふうにおっしゃったように、確かに御嵩町は、これからいろいろな施設の増改築、今言われましたように、児童館、保育園、そういったものをたくさん、たくさんといっても御嵩町はそんなに多くないわけですが、そういったものを抱える中で、やはりそう遠くない将来、そういったものの一元管理というものを考えるということと、やはりそんな立派な白書じゃなくても、職員の方たちがこういったものを一つの部署で、先ほども申しましたように、全施設のデータを網羅した資料をつくっていただいて、職員がとにかくこういった問題について、手づくりでまず危機感を持っていただくということが先決ではないかなと思っておりますので、その点について、前向きな御答弁だだと思いますけれども、将来的には一元管理もあるということですので、今後ぜひ取り組んでいっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

アサヒフォージの工場移転についてでございます。

自動車ベアリング部品工業のアサヒフォージ ―― これは名古屋市北区、朝日繁光社長ですが ―― が、土岐市泉町の工業団地、土岐アクアシルヴァへの進出を決めたとの報道がありました。このアサヒフォージという会社は、1966年以来、御嵩町で頑張ってくれてきた企業でございますが、この貴重な企業を1つ失うということになってしまいました。

人口減少、少子・高齢化による税収減が今後予想される中で、地元企業からの税収は非常に貴重なものであることは、誰も重々承知していることだと思っておりますけれども、その非常に貴重な収入を失うことになるわけですが、このアサヒフォージですけれども、今、御嵩町では、以前から問題になっております、以前サッカー場として利用されている土地への誘致など、町内での移転が事前に考えられなかったのか。あるいは誘致奨励金について、町内に移転しても優遇措置があることなど、そういったことなどが伝えられなかったのか。今の時点で新しい企業を誘致すること、町長は研究施設などを誘致したいということをおっしゃってみえますけれども、なかなか難しいことであると思っております。その上で、今ある企業を逃してしまうのはまことに残念なことだと思っております。

そこで、総務部長に2点について質問をさせていただきます。質問の要旨では3点になっておりましたが、2点にまとめさせていただきます。

事前に情報をキャッチできなかったのかという問題について。2点目ですが、企業への働きかけがどうであったか。これは御嵩町の行政の方も新聞報道で初めて知ったというふうに伺いましたけれども、これまでの働きかけがなかったのか。それから、県へのアピールはどうであったかなど今回の反省と、そして今後の企業誘致についてお伺いをいたしたいと思えます。よ

ろしくお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、岡本議員の御質問の第1点目、御嵩町上恵土にあるアサヒフォージ株式会社岐阜工場が、土岐市泉町のアクアシルヴァ工業団地に移転した件に関しまして、事前に町で情報をキャッチできなかったのかという御質問に対してお答えをします。

この工場移転に関しましては、8月9日に新聞報道がなされましたが、本町には、アサヒフォージ役員が、新聞発表の3日前に来庁されまして、土岐市の工業団地に移転する旨の御挨拶をいただきました。この時点で初めて、町としてこの件を把握したという経緯でございます。

この件に関しましては、アサヒフォージ株式会社は、岐阜県企業誘致課に内々に相談をされておられまして、県としても、本町が工場のあっせんをお願いしていたグリーンテクノ工業団地内の分譲地をまず候補地として提案されたようではございますけれども、アサヒフォージ側が拡張計画を前提に新工場の規模を検討され、約6ヘクタールの希望面積であり、本町グリーンテクノの分譲地の1.6ヘクタールでは条件に合わなかったということもありまして、結果的に従業員の通勤圏内で条件に合った土岐市のアクアシルヴァ工業団地への移転を決定されたということがありました。

今回の件に関しては、議員御指摘のように、アサヒフォージ株式会社は優良企業であり、税収や雇用の面からも町外への移転は本町にとって大変大きな損失でありまして、この件を糧として、町の企業誘致対策を練り直していきたいと考えております。

また、第2点目の質問ですけれども、今後の反省点としましては、私も平成8年3月までの6年間、当時の企業立地推進室に在籍し、グリーンテクノ工業団地の開発や工場誘致に携わり、工場進出話を現実の誘致につなげる難しさを身を持って経験した者として、工場進出や移転の情報をできるだけ早くキャッチするためには、町内に立地されている企業を定期的に訪問し、生産活動の状況や関係企業の動向などの情報収集を積極的に行うとともに、県の窓口である企業誘致課とも定期的に情報交換をし、企業誘致のネットワークを広げていきたいと考えております。

岐阜県へのアピールに関しましては、既に行動を起こしておりまして、今月初め、まちづくり課長、担当係長とともに県へ赴き、今回の件も含めて情報交換と、今後本町への企業誘致に関するさまざまな情報の提供を充実していただくことや、今後町として積極的な誘致活動を行っていききたいことなど話し合っていました。

県の担当者からは、最近の企業の動向として、東北大震災の影響で沿岸部から内陸部への移

転を考える企業がふえ、特に、内陸といっても東濃地方や本町を含む中濃地方など、比較的アクセスのよい土地の引き合いがふえてきたとの情報提供や、5から10ヘクタールの工業用地にできそうなまとまった土地があれば、県として概略の造成費や造成後の平地面積を算出するなど、独自の支援策の考えも持っていることなど、有益な情報を得ることができました。

また、先ほど議員御指摘のあった本町の工場誘致条例に基づく誘致奨励金は、グリーンテクノへの分譲地から、町内移転でも対象となっておりますが、既に他の自治体も同様の奨励措置があり、今の時点では特別な優遇策ではなくなっております。逆に、本町より対象となる基準が低く設定してある場合もあり、今後、本町の優遇措置が、企業側から見て、他の自治体に比べて真に魅力のある制度となっているのか、見直しをする必要があり、今後こうした機会に県からの全国市町村の状況などの情報提供や見直しの上でのアドバイスなど、協力を依頼していきたいと考えております。

ただ、本町の現状の企業誘致事務は、まちづくり課の所管で商工観光係が担当となっております。したがって、以前のように、企業誘致に特化した室で誘致活動を重点的に行える体制ではありませんが、前回の伊崎議員の御質問でもお答えしましたように、企業からの税収の伸びもグリーンテクノへの誘致もほぼ終了し、今後鈍化してくることが予想される中で、限られたスタッフではありますが、誘致情報を得るネットワークを張りめぐらせて、少ない情報でも町内の誘致につなげられるよう、担当者の意識改革と今後の体制強化を図っていきたいと考えております。

以上で、岡本議員の御質問への答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。

大変反省しているという御答弁でしたけれども、平成23年第1回定例会の一般質問で伊崎議員が、企業誘致の件について質問しておられまして、そのとき、今議員になっておられる山田元総務部長が御答弁されておられまして、今後、既存企業のPRと雇用の拡大を促すために御嵩町産業祭を開催して、企業のPRが行われている。それから、平成14年4月からグリーンテクノみたけと平芝工業団地の企業による連絡協議会を発足させ、企業間の連携を密にしまして、地域の環境と活性化を図るための行動を行政と一体となって行ってきておりますというような御答弁をされておりますけれども、こういった企業間の、これ平芝工業団地とグリーンテクノみたけとありましたが、町内のほかの企業は、この連関協議会に入っておられるのかというこ

と、そういったことでこれまで工業団地にない企業との意見交換のような場はあったのかという  
ことだけ、1つ質問させていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今ある連絡協議会は、グリーンテクノにある誘致した企業と平芝工業団地と、その2つの工業団地の方の連絡協議会でありまして、アサヒフオージのように、ほかの地域にある企業は入っておりません。

それともう1つ補足ですけれども、県の企業誘致課に行って懇談をしてみますと、そうした進出の話は他の競争相手もあるような場ではなかなか出てこない。そういうものは、例えば取引先の銀行であったり、ゼネコンであったりというようなところからひそかに出てくる話で、それを上手に情報収集するというのが一つ課題であるということでもありますので、先ほども述べましたように、連絡協議会に入っていない企業には個々に定期的にお邪魔して、世間話でもしながら、その辺の情報を探ってくるということがやはり必要になってくるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

ありがとうございました。

災い転じて福となるような取り組みをしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（谷口鈴男君）**

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は10時45分といたします。

午前10時27分 休憩

---

午前10時45分 再開

**議長（谷口鈴男君）**

休憩を解いて再開をいたします。

なお、総務部長より発言を求められておりますので、ここで、総務部長からの発言を許可い

たします。

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

先ほど岡本議員の御質問で使いました公共施設建物状況調査表に記載されておる施設の延床面積が一部違っておりましたので、これにつきまして再度確認をして、正しい延床面積を報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今現在、決算書の財産に関する調書と異なっております。これは事実でございますので、正確な数字をつかんで、後日、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

続きまして、一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

それでは、議長にお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まず1点目、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

本年4月23日、京都府亀岡市で、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人の方が亡くなられ、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生いたしました。その4日後にも千葉県と愛知県で通学途中の児童の列に乗用車が突っ込むなど、各地で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生し、危険と隣り合わせの通学路という実態が表面化いたしました。

平成24年度版の交通安全白書によりますと、昨年1年間の交通事故死亡者数は4,612人で、11年連続の減少となり、交通戦争と言われたピーク時の3割以下となりました。しかし、負傷者の数は今なお85万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではありません。しかも、亡くなった方の数の中で、歩行中が占める比率が年々上昇しています。交通事故で亡くなった方の数を状態別に見た場合、2007年までは自動車乗車中が最多でありましたが、2008年以降は歩行中が自動車乗車中を上回り、最多となるようになりました。

我が党は、20年前に通学路総点検を提唱し、子供たちの命を守るため、通学路の安全確保に全力で取り組んでまいりました。

亀岡市などの痛ましい事故が続発したことから、4月26日には、改めて党として通学路の安全対策プロジェクトチームを立ち上げ、問題解決のために関係機関からの意見の聴取、現場視察などを行い、5月16日には、文部科学大臣に対して通学路の安全対策についての緊急提言を行いました。

その結果、5月30日には、文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通知が発せられ、全ての公立小学校で緊急合同総点検が実施されることとなり、国においては、6月26日に通学

路の安全対策のための有識者による懇談会も設置をされました。

緊急合同総点検は、公立小学校を対象に、学校、道路の管理者、警察が連携し、保護者、地域住民などの協力も得て8月末までに実施をし、国へ報告することとなっています。各地域においては、点検の結果を受けて対策が必要な箇所として抽出された箇所については、対策を検討、実施することとしています。

そこでお尋ねをいたします。

1点目に、御嵩町におきましても緊急合同総点検が実施されたことと思いますが、総点検結果についてお伺いをいたします。

2点目に、点検のための点検に終わらせることのないよう、目に見える形の対策、また計画的な実施を求めるものですが、どのような対策がとられておられますでしょうか。

3点目に、本来、通学路の安全点検は継続的に行われるべきものでありますが、御嵩町ではどういう形で点検を継続していくお考えがありますでしょうか。

この3点についてお伺いいたします。お願いいたします。

#### **議長（谷口鈴男君）**

教育参事 安藤信治君。

#### **教育担当参事（安藤信治君）**

大沢議員の御質問にお答えします。

通学路の安全対策ということですが、ことし4月以降、絶対に安全であるべき通学路におきまして、集団で登校する児童の列に車が突っ込むという悲惨な事故が相次いだことを受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、その対応策が検討された結果、通学路における緊急合同点検等実施要領というものが策定されました。その後、大沢議員もおっしゃっておられましたんですけど、5月30日付で3省庁から同時に、この実施用要領に基づき、各地域の学校、教育委員会、警察、道路管理者等が協力して通学路の緊急点検を行い、適切な対策を講ずるよう通達が出されております。この要領では、実施期間を8月末とし、行政区域内で指定された通学路が対象とされています。その点検内容として、学校は、保護者等の協力をもとに、主として交通安全の観点から危険があると認められる通学路の箇所を抽出しまして、学校として考える緊急な合同点検が必要か否かを教育委員会に報告するというものでございます。

これを受けた教育委員会では、学校保護者、道路管理者及び警察署による合同点検の実施を調整しまして、それらの協議により、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として再度抽出します。さらに、道路管理者、警察署から技術的な助言を受けつつ、対策案を策定するというものです。この対策案に従って、教育委員会は道路管理者及び警察等に要望を行い、

これを受けた各機関が計画的にこの対策事業を実施するというものになっております。

この通達を受けました御嵩町の教育委員会では、7月の定例校長会におきまして、本実施要領に基づき、各校下の通学路における危険箇所等の点検状況や、望まれる対策案を報告するよう依頼しております。現在は、学校から提出された安全点検状況表というものに基づきまして、教育委員会、建設課、総務課の連携のもとに危険箇所の確認等を行い、改めて通学路における危険箇所について、共通認識のもとに今後の対策について協議をしている段階でございます。

緊急総合点検の結果、あるいは結果に対する対策はという御質問なんですが、現在は、学校から提出された安全点検表をもとに、関係機関が合同でその対策案を検討中でございます。抽出されました危険箇所及び対策につきましては、路肩に描かれた区画線等が消えている箇所の補修や新たな区画線の設置、見通しの悪い場所における徐行、とまれの路面上の表示や看板の設置、これは地域住民と合意形成が必要なんですが、ゾーン30という安全地帯のスピード制限をするシステムなんですが、そういったゾーンを設定する等の箇所が提示されております。警察、交通安全部門との協議を要するものや、ある程度の予算が必要とされる水路での転落防止を兼ねたガードパイプの設置を要するものもありました。道路の拡幅が必要とされる多額の予算を必要と思われる危険箇所も抽出されています。

現状では、まだ具体的にそれらに出された対策案に基づいて実施した箇所はありませんが、今後、道路管理者等との連携のもとに計画的にその対策が進められるよう働きかけていく予定でございます。

もう1点ですが、安全点検の継続についてということですが、小学校では、毎年、新学期が始まりますと、親子で集団登下校が行われています。各分団ごとで実際に自分たちが毎日通る通学路の安全点検や危険箇所の確認が行われています。この親子集団登下校は、交通安全はもとより、大雨が降ったときの水路の増水危険箇所や不審者対策等についても親子が同じ目線で一緒に確認しようというものです。その結果、特に危険な箇所が新たに発見されれば、その都度報告していただき、関係機関を交えて、その対策に継続して取り組みたいと考えていますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

それでは、質問させていただきます。

今おっしゃられました3点目の継続についてのお話ですけれども、小学校においては、新学期が始まれば、父の日あたりに行われています親子登校で、そのときに出てきた箇所について、

総点検表の中に盛り込んでいくというようなお話がございました。

これが毎年やっておられることだと思いますけれども、今回、きょう点検結果ということで、町内全体の点検結果一覧というものをいただきましたけれども、非常にここというところに特化されているみたいな形で出ております。そして、こういった補修に関してもお金も要りますし、先ほど言われましたような整備、ゾーン30の盛り込みのことにしましてもお金もかかってきますけれども、この点検というのは、どの小学校でも行われていることなんでしょうか、お願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

教育参事 安藤信治君。

**教育担当参事（安藤信治君）**

一応、町内全ての小・中学校でやっておりますが、実質出てきたのは御嵩小学校と伏見小学校で、上之郷についてはこの中には含まれておりませんので、よろしく申し上げます。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

どうしても子供さんの数ということもありますし、住宅密集地であるとか、道路が狭いところが多いとかということもありますので、どうしても御嵩、伏見が中心になってくることかもしれませんけれども、こういった子供の目線、親の目線からの点検をしっかりといただいて、先ほど言われましたように、改修とかにつなげていただきたいと思いますが、こういった総点検の結果を各親御さんなり、また地域の方にも示していただくような方策は考えておられますか、お願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

教育参事 安藤信治君。

**教育担当参事（安藤信治君）**

今、抽出した段階ですので、今度3課、この中で言いますと建設課ですね、道路管理者、それからもう1つ、総務部内、まあ公安の関係ですけど、そういうことを協議しながら、できることから始めたいという方針でおりますけど、こちらは受け身の立場ですので、積極的に要望はさせていただきます。結果そういうことになれば、その都度、また御父兄の方にも御報告させていただければというふうに考えております。以上です。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

それでは、まだ対策も半ばということでもありますので、こういった通学路における要対策箇所のイメージ図というようなものもお手元に行っているかもしれませんけれども、町内でも緊急総点検をしました。そして、このような手を打っていきますということで、こういった誰にでもわかりやすいようなものを結果として出していただけたらいいかなと思います。

そして、住民の方にも、やはり通学路というのは、自然と人優先、命優先ですので、スピードを落として走っていただくとかいうことを、ハード面だけじゃなくて、ソフト面からも住民の方が意識できるような、まち全体として安全に歩けるまちというような形になっていくように望んでおりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点で、私の手元にある資料によりますと、6月25日付の道路局からの事務連絡によりますと、そこに記載されている対策、こういったいろいろな対策になってくるわけですね、踏切の拡幅とか、歩道を設置するとか、無電柱化、電柱をなくするとか、そういったようなもろもろの対策については、国土交通省の社会資本整備総合交付金が活用できる。来年度は、この交付金を通学路に重点配分をするというふうに国会でも答弁をされておりますので、こういったことでまた予算もついてくるかと思っておりますので、通学路の安全確保に特化したような整備計画を今後もしっかりした形で立てていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

教育参事 安藤信治君。

**教育担当参事（安藤信治君）**

道路局からの通達は、ちょっと私は知りませんが、そういった有利な資金があれば、どんどん取り入れてやっていきたい。そういったことも建設当局と協議してやっていきたいというふうに思っております。

それと、いろんな対策がとられるわけですが、さきの大震災のときに言われんですけど、自分の命は自分で守るというような話がありましたんですけど、実は、これは全く余談ですけど、8月24日に教育委員会のほうで教育委員会表彰というのを行いまして、その中に上之郷小学校を表彰したわけですが、御存じの方もいらっしゃるんですけど、通学班なんですけど、上之郷小学校では、20年以上にわたって、集団登下校時に2列に並んで、高学年が車道側を歩いて、低学年をかばうように歩いていると。小さな低学年を少しでも安全に登校させるようにというような行動が上之郷小学校では伝統として引き継いできていたわけですが、そういった行為について表彰させていただきました。

校長先生にも、別にそういうことは御存じなくて、何げなく分団の登校時を見ていたら、そ

ういうことを自然にやっているような、そういったことがありました。子供たちがみずから自分たちの命は自分たちで守ろうという心構えを持ち合わせることが一番交通安全につながるんじゃないかというようなことを校長先生がおっしゃられていました。先ほどおっしゃいましたが、ハード面も大切ですけど、上之郷小学校の児童・生徒みたいに、そんなすばらしい行いがどんどんふえていけばいいなというふうに思います。もちろんハード面も頑張ってくださいと思っていますので、よろしくお願いします。以上です。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

本当です。上之郷小学校のような例が御嵩とか伏見でもどんどん広がっていくようなことを望みたいと思います。少なくとも、ルールを守る歩行者が守られると。ルールを守っているのに災害に遭ってしまうということでは、本当に悲しいことになりますので、そういった意味で、運転する人も、歩く人もしっかりとルールに沿って行動すれば、本当は事故なんていうのは起こらないはずなんですけれども、そういった意味からも、やはり歩行者優先、人間優先の交通体系を徹底していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

2点目には、コンビニにおける証明書などの交付についてということをお伺いいたします。

一つの提案でございますけれども、現在、一部の自治体では、コンビニにおける行政サービスが行われております。証明書などの交付事業を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブン1万4,000店舗のマルチコピー機から、住民票の写しや各種税の証明書などを手に入れることができます。コンビニ交付は、2010年2月から東京都の渋谷区、三鷹市、千葉県の子通市で試験的に始まりました。総務省の調べでは、本年5月7日時点で交付業務をセブンイレブンに委託している自治体は46市区町村で、本年度中に実施する予定の市町は11件ということです。1つに、普及が進まない要因の一つは、利用できるコンビニがセブンイレブンに限られていることなどが上げられます。全国的に見ましても、セブンイレブンのない地域もあります。四国の4県、青森県、鳥取県、沖縄県の7県にはセブンイレブンがありません。御嵩もやっとセブンイレブンができておりますけれども、しかし、このサービスに2013年、来年の春からは、業界第2位のローソンと業界第4位のサークルKサンクスが参入することとなりました。この2社が参入し、大手3社が交付サービスを取り扱うことになると、利用可能店舗が全都道府県に広がり、参加する自治体も大幅に増加することが見込まれています。コンビニ交付サービスは、自治体の窓口があいていない日でも、基本、朝の6時30

分から夜の11時までの間、証明書を受け取ることができます。そして、住民が必要なときに都合のいい場所、全国どこでもサービスを受けることができます。

自治体にとっては、住民サービスの向上が図られるほか、窓口業務の負担の軽減など、コストの削減の効果にもつながる施策であります。来春からの参入企業拡大に伴い、住民サービスの向上のためにも、財団法人地域自治情報センターが提供している事例などを参考にさせていただき、住基カードの多目的利用との取り組みとあわせて積極的な導入を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。担当部局の御見解をお伺いいたします。

#### 議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

#### 民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

コンビニにおける証明書などの交付について、セブンイレブンのほかに、来年4月からローソン及びサークルKサンクスがこの事業に参入することに伴い、御嵩町としても積極的な取り組みを行ってはその御質問であります。

御質問のコンビニにおける証明書などの交付は、住民基本台帳カードを使って、コンビニの情報端末でありますキオスク端末から、住民票や印鑑登録証明書、戸籍、税証明の写しを交付するシステムであります。総務省が住民基本台帳カードの多目的利用機能として、平成22年2月から、東京都渋谷区ほか2自治体で試行的に始まりました。平成24年8月末現在で、全国で56の市町村がこのシステムを導入し、運用を行っています。

現在、東海地区では導入している自治体はありませんが、愛知県一宮市が本年10月から運用開始を予定しております。このサービスの利点としましては、午前6時半から午後11時まで、最寄りのコンビニで証明書等が取得できるため、住民の利便性が向上することや、コンビニのキオスク端末で交付までの手続全てを行うため、窓口業務の負担軽減が図られることなどが上げられています。

このサービスの仕組みであります。住民票等の発行元市町村が証明発行サーバーなどのシステムを設置し、財団法人地方自治情報センターを経由して、コンビニのキオスク端末を使用して証明書を交付するものであります。料金は、コンビニのキオスク端末により入金するため、コンビニの店員を介することはありません。また、申請者の本人確認をする媒体は、住民基本台帳カードに限定されます。導入費用としましては、住民基本台帳システムの改修や役場内に設置するコンビニ発行用サーバー及びソフトの整備並びにICカード標準システムの整備などに約4,600万円が必要になります。ランニングコストにつきましては、システムの保守に年間約420万円、財団法人地方自治情報センターへ年間100万円の運営負担金が必要となります。ま

た、コンビニへの委託手数料として1件につき120円の手数料が発生いたします。なお、このサービスを実施するためには、住民基本台帳カードが不可欠であります。御嵩町の住民基本台帳カードの発行枚数は、平成24年8月末現在で504枚、うち死亡等の無効カードを除いた有効枚数は433枚となっております。また、御嵩町の住民票及び印鑑登録証明書の平成23年度の交付実績は、住民票の交付枚数が7,794枚、交付手数料収入が233万8,200円で、印鑑登録証明書の交付枚数が5,985枚で、交付手数料収入が179万5,500円となっております。

現在実施している市町村のコンビニによる証明書の利用率は、平均二、三％程度と言われております。利用率を3％として御嵩町に当てはめてみますと、住民票の利用枚数が約230枚、交付手数料が約7万円、印鑑登録証明書の利用枚数が約180枚、交付手数料が約5万4,000円となります。

以上のことから、コンビニにおける証明書の交付につきましては、費用対効果や近隣及び他市町村の動向を含め、今後の導入につきましては、調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、御嵩町が行っています窓口業務のサービスにつきましては、平成21年4月から、勤務時間内に来庁できない方々のために、毎週木曜日午後7時まで住民係で窓口延長サービスを実施しております。平成23年度には49回実施し、171名の方に御利用いただきました。また、現在、可茂法務局管内市町村の住民票、印鑑登録証明書、戸籍等の広域交付に向けて、関係市町村と協議を進めておりますので、この早期実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

ありがとうございました。

よく調べていただきまして、非常にお金がかかるということがわかりました。そしてまた、費用対効果からすれば大変厳しいということでもありますし、広域交付ということも今後いろいろ出てくると思います。そういった中で、一番に手を挙げなくてもよろしいですけれども、こういった住民サービスの拡大ということも、今おっしゃられたようにしっかり研究していただいて、また前向きに検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

**議長（谷口鈴男君）**

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、7番 加藤保郎君。

## 7番（加藤保郎君）

それでは、さきに通告しておきました一般質問につきまして、議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきます。

大きく分けて2点であります。

まず1点目ですが、土地開発事業等についてであります。大規模な土地開発事業等における地域住民との約束事について御質問をさせていただきます。

本町は、昭和の時代から民間によるゴルフ場の開発や住宅団地の開発など大規模プロジェクトが盛んで、事業者による道路や水路等の改修が行われ、開発された周辺地域では快適な生活環境が確保される状況となったことはもとより、地域の集会施設等も整備されるというバブルの全盛期には、開発を率先して受け入れる状況が見受けられたことは、御承知のとおりであると思います。

このようにして整備されました道路等は、後の工業団地開発等にも影響し、事業者との開発協定等による縛りを与え、無事に完成したことは大変ありがたいことだと思っています。

しかしながら、開発等で完成した道路等により多大なる恩恵を受けているにもかかわらず、最後の事務処理までがなされていない部分も見受けられるところであると思っております。

また、地域の要望等を受け入れて公共事業を実施したにもかかわらず、要望事項が履行されていない、いつ実施されるかの計画もない状況も見受けられるところでもあります。

このような状況下で質問をさせていただきます。

1つとしまして、長岡からグリーンテクノみたけ工業団地を経て、土岐市の卸売商業団地に抜ける道路建設の富士カントリー入り口より東の部分における行政界の土岐市との協議は、現状でどのようになっておりますでしょうか。以前、この事務処理につきましては私も担当しておりまして、ここに同じ議員として昨年なりました山田議員とともに、土岐市の職員と県庁を訪れ、事務手続等について指導を受けてきたところではありますが、一部問題点があり、若干、その後、担当もかわったことで行政界の確定まで行ってはおりません。その後、事務担当がかわり退職したことから、現状でどのようになっておるかをお聞きしたいと思っております。

2つ目として、地域自治会を二分し、自治会内を一望することができない状況となった東海環状自動車道の下に、アンダーパスと言われますが、隧道が設けられておりますが、東西の町道の拡幅計画があるからアンダーパスが設けられているというふうに認識するわけですが、その整備計画等、当時の自動車道対策委員会、また地元の対策協議会等からの要望等があって、そのような状況となっておりますと思いますが、現在はどのような計画、またどのようになっておりますか、お聞きしたいと思っております。

3つ目として、関連の事業としまして聞きますが、道路整備の考え方として総合計画に掲げられております現国道21号と、21号バイパスを横軸として町道をはしご状となる効果的な道路体系の整備をしたいということで、今、都市計画道路とかで整備を考えてみえると思いますが、その一環として、顔戸橋の状況、重量制限もありますし、以前から出ております建設についての考え方等をいま一度お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

この3点について答弁をお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、最初の御質問である長岡からグリーンテクノみたけ工業団地を経て、土岐市の卸売商業団地に抜ける現在の町道千ノ井・真多羅線の富士カントリー入口より東の部分における土岐市との行政界の協議に関する御質問にお答えをいたします。

この件は、昭和60年当時、レイクグリーンゴルフクラブ開発に伴い、町道、当時の名称で町道千ノ井・自害谷線を建設いたしました。この道路が本町と土岐市の行政境界を縫うように建設されたことから、土岐市との行政界の変更協議が必要となったものであります。

結論から申し上げますと、現在この協議は、平成8年ごろの土岐市と協議を行った以降、滞っている状況であります。内容を見ますと、御嵩町から土岐市には、町道及び残地で3万3,137平方メートル、土岐市から御嵩には市道及び残地として2万8,544.59平方メートル、差し引き御嵩町のほうが4,592平方メートル程度少なくなるということで、面積の確定までほぼ済んでおるわけですけれども、滞っておるという状況であります。その主な原因は、関係する土地に国有地や県有地があり、そうした土地に係る所有権移転や財産交換の協議が円滑に進まず長期化し、その間に担当者が人事異動や退職で交代したことや、担当部門も開発担当、管財担当、行政界の担当と複数の部門が関係し、結果としまして、この問題の重要度や関係担当者としての意識が薄れ、滞ってしまったという状況であります。

町として、行政界の変更に係る事務は非常に重要な事務であると認識しておりますので、今回の御質問、御指摘があつて問題を再認識したことについては深く反省をしておるところでございます。また、早急に長引いた原因を再度確認し、問題点を洗い出し、土岐市との協議を再開したいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

また、今後は人事異動等による事務引き継ぎ時に、こうした重要案件の引き継ぎで事務が滞ることがないように、今回の件のような長期にわたり継続する重要案件に関しましては、新旧の担当者同士の引き継ぎだけに任せず、上位の者が責任を持って事務の処理状況について把握し、確実に引き継ぎがなされたか確認をとって行うよう組織として徹底してまいりますので、よろ

しくお願いをいたします。

なお、当該町道と土岐市市道の認定は、行政界の変更にかかわらず、平成2年12月に行われ、道路の維持管理に関する境界は確定し、現状で利用面での支障はありませんので、よろしくお願をいたします。

以上で、加藤議員の1つ目の御質問の答弁とさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

建設部長 奥村悟君。

**建設部長（奥村 悟君）**

加藤議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、2つ目の質問と3つ目の質問は関連がありますので、一緒にお答えをさせていただきます。

まず、町道の拡幅等の整備計画はどのようになっているかについてですが、この件につきましては、東海環状自動車道建設に当たり、インターチェンジ周辺の道路計画として、平成4年当時から地元との協議で、自動車道の下には東西に走る町道5路線にアンダーパスが設けられ、そのうち名鉄広見線を挟んで南側の1本は、両側歩道の12メートル、北側の1本は両側歩道の10.5メートルのアンダーパスが設置されたという経緯があります。それにあわせて町道の拡幅、顔戸橋の新設についても議論がなされました。

平成17年3月に策定した御嵩町都市計画マスタープランでは、このアンダーパスを通過し、町道中237号線の拡幅構想として顔戸地内を通過し、現国道21号に連絡する地域の維持・活性化を担う機能という役割の中で、（仮称）顔戸・可児線が位置づけられています。その整備方針として、現顔戸橋のかけかえと連動して整備を検討しますとしており、顔戸橋をどうするかも一体として考えていかなければなりません。また、御嵩町側だけ整備しても、可児市側が狭くは、道路の連続性が保たれません。可児市との調整も当然必要ですし、周辺環境の整備や土地利用もあわせて、長期的な視点に立って検討していきたいと考えています。

次に、顔戸橋の状況や考え方としては、昭和38年に竣工された顔戸橋は、町内の主要幹線道路にかかる橋では2番目に古い橋であります。この橋は議員も御承知のとおり、橋の両岸を結ぶ利便性だけではなく、顔戸地区の皆さんにとって北と南を結ぶ唯一のきずなの橋でもあり、49年という長い歴史の中で顔戸地区の発展を支えてきました。

町としても、名鉄顔戸駅の利用、21号バイパスへのアクセス、防災上の緊急輸送路など、どれをとっても重要な橋であり、重要な財産であると認識しております。新顔戸橋建設については、過去に3ルート案が候補として地元への説明会もなされ、議論や協議がなされたようですが、どれも結論が出ず、現在に至っております。

橋1本かけかえるにも巨額な費用がかかり、その後の維持管理をしていくための費用についても、私たちだけではなく、次の世代の子供たちに負担が行くことになります。それを回避する手段として、国はアセットマネジメントを義務づけ、財源措置を行っています。町では、さきの6月定例会で大沢議員の一般質問にお答えした橋梁のアセットマネジメントによる将来的に維持修繕やかけかえなどによる財政負担を軽減させる目的で、現在の顔戸橋も含め、長寿命化修繕計画を来年2月末までに策定するよう進めています。

この計画に基づき、町長からの指示もあり、改修は可能か不可能か検討し、可能であれば、地震対策も含めた補修・補強で行きたいと考えています。

近隣で顔戸橋と似たような橋がないか調べてみましたが、橋の長さは違いますが、飛騨川にかかる川辺町の山川橋は、顔戸橋よりも古く、昭和12年に竣工された橋で、長寿命化修繕計画により、平成21年度に改修工事を行っています。

先日、実際に通って見てきましたが、補修・修繕のほか、安全対策、地震対策も図られ、75年もたったとは思えない橋に生まれ変わっていました。この例から見ても、顔戸橋についても、改修は可能だという期待を持っています。顔戸橋をどうするかについては、町にとって、少ない財源の中でいかに有利な補助を活用して事業を進めるかが課題であり、利用する方や周辺に住まわれている方々が受ける便益やリスクも考慮しなくてはなりません。まずは、地域の皆さんの御理解と御協力が必要不可欠です。顔戸地区の皆さんとともに考え、ともにつくる橋づくりの実現に向けて御議論いただく機会が必要であります。

加藤議員も顔戸地区にお住まいですので、この実現に向けて、お知恵とお力をいただければと思います。

これで私の答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

ありがとうございました。

事務的な対応として、それぞれ部長さんにお答えいただきました。

今回の一般質問の通告書に、答弁者として副町長さんの名前を出させていただきました。今回、部長さんでこういう答弁をされたわけですが、鍵谷部長の答弁の中に、事務引き継ぎの必要性、確実に引き継ぎ、組織として対応したいどうのこうのというお言葉がありました。そういうようなことを組織として捉えるということでもありますので、私は一般質問の通告書をあえて副町長さんのほうに答弁をお願いしたいと。最後にはこういうようなこともありますよとい

うことをお願いしたかったので、あえて副町長とさせていただきましたが、そこら辺の、要するに前任者から引き継いだ文書等において懸案事項があると。そういうものをどのように処理、対応するかが事務的に今までなされてこなかった、滞っておる状況が出てきたわけですので、今後、きょうここに出ておりませんので、議長さんに許可をいただきたいんですが、副町長に一言だけ、この事務引き継ぎの関係について、システムとか運用についてお言葉がいただけたらありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（谷口鈴男君）**

副町長 瀬瀬久美君。

**副町長（瀬瀬久美君）**

それでは、加藤議員の質問にお答えをしたいと思います。質問の答弁者の関係でございますが、私ども、加藤議員も職員のOBということでありますので、よくわかっておると思いますが、いずれにしても、ここで答弁しておること、また一般の町民の方と話すとき、そういう状況においても、常に町長の代理ということで物事に対応しておるというような状況ですので、今回の議会の答弁につきましても、組織として答弁しておることによって御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、引き継ぎの関係でございますが、これはあつてはならないことでありまして、引き継ぎ書もきちっとできて引き継いでおるわけではありますが、これが仮に漏れておることであれば、それはやはり担当者、またそれを承認した上司というものも非常にまずい結果だということになりますので、こういうことはないようにしなければならぬ、チェックを含めてきちっとすべきだということふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

ありがとうございます。

再確認の上、問題点を把握して、引き継ぎ書等の事務処理については組織として対応していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

学力テストの関係であります。全国学力・学習状況調査の結果が、中日新聞ですと、今年8月9日に1面、それから中の10面にこのように大きく出されまして、私も教育委員会にいました関係で、大変興味があつて読まさせていただきました。

その結果につきまして、文部科学省は、小学校6年生と中学校3年生を対象として、本年4

月に実施した全国学力・学習状況調査の結果を8月に公表しました。今回は、算数、数学と国語に初めて理科を加え3教科で行いました。その結果は、国語や算数、数学と同様に記述問題が苦手、ここにもありますが、選択問題は正答でも、説明、理由を書けというような格好です。ですから、知識の活用や記述に課題があることがわかったということでもあります。

学力テストが始まった当初におきましては、全部の学校が対象となつての悉皆というようなことで実施をされましたが、現在は、予算の関係で抽出での実施となっております。御嵩町内の小・中学校の取り組み状況がいかがなものであったかということで、3点ほどお願いしたいと思います。

1つ目は、御嵩町内での実施はどこ学校であったか。2つ目は、全国、それから県の平均正答率との比較における課題は。3つ目、生活習慣や学習環境面でのアンケートの答えも一部あるわけですが、そこら辺の内容の中での問題点等について、教育長さんのほうから、簡単・明瞭で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。以上です。

#### 議長（谷口鈴男君）

教育長 丹羽一仁君。

#### 教育長（丹羽一仁君）

加藤議員さんには、先ほどお話がありましたように、教育委員会参事の時代に、全国学力・学習状況調査の分析を極めて細やかにやっていただいたということでございますので、私の答弁では不十分な部分が出てくるかもしれませんが、ひとつお許しをいただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、御嵩町内での実施状況でございますが、議員御案内のように、平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査であります。平成22年度から抽出調査ということになりました。御嵩町では、そのとき1校が抽出されましたが、他の5小・中学校も希望参加ということで全校が参加しました。学年も教科も問題も、御存じのとおり限られているわけですけれども、自校の児童・生徒の学習習慣や生活の諸側面と学力との相関、あるいは指導を含む教育条件との相関等の分析や改善に生かせるというふうに判断しましたので、希望参加を行ったということでございます。

平成23年度は、これまた御存じですけれども、東日本大震災のため、全国的な実施ということについては中止になりましたが、町内では6校ともが希望参加をいたしました。今年度、平成24年度でございますが、小・中学校1校、すなわち2校が抽出され、他の4校はことしも希望参加をさせていただきました。希望参加の場合には、回答例や集計のための支援ツールは届いてくるんですけれども、全て自校で対応しなければならないということで、それだけ時間が必要になってくるわけですけれども、学力の向上に役立てようという意味で参加をしておってくれることを大変心強く思っております。

それから2点目ですが、全国、県の平均値との比較はどうかということでございます。これについても、正答率等具体的な数字についてはちょっと答えをさせていただけないということで勘弁いただきたいと思っておりますけれども、平均正答率というふうに置きかえてお答えしますと、抽出された調査校2校のうち1校は、3教科のA問題、B問題全て、すなわち6問題ということになるわけですが、全て全国、県の平均正答率を上回っています。ただし、1校は届いていなかったということ、ちょっと残念なことですが、御報告申し上げます。

どちらにしましても課題があるわけで、2つの学校は分析と今後の指導のあり方の検討を進めてまいりましたし、現在も進めております。

狙いをもっとはっきりさせなきゃいけないというようなことで、狙いの明確化、それから勉強をしていく学習課題の持たせ方がこれでいいかどうか、こんな内容でいいかどうかというような吟味、それから学習形態、これは集団で学習するのか、グループで学習するのか、2人で、あるいは1人でというような学習をするのかという学習形態の工夫、さらにはこれが大きいというふうに思っておるんですけども、家庭学習の定着のための段階的な指導、家庭学習はこういう内容がいいですよということは、既にどの学校も家庭のほうへ配付をしているんですけども、その段階的な指導のあり方と、何といたしましても家庭の理解と協力をどのように得ていくのかというようなことについて、今検討課題というようなことで例として出てきていることを御紹介申し上げます。

ここで、調査対象の3教科について、先ほど「課題」という言葉も出ておりましたので、正答率の一番低かった問題、B問題ばかりなんですけれども、この問題について出題の趣旨に沿って述べさせていただきますと、国語では、やはり議員さん御指摘のように、小・中とも、聞いたり、読んだりした内容を自分の言葉で考えて、まとめて書くというところに弱さが見られたということでございます。

また算数では、与えられた条件をもとにして筋道立てて考え、求め方を記述する。あるいは数学では、具体的にちょっと申し上げるわけですが、軌道の長さの差を求める、いろんな計算式というのはあるわけですが、この場合、軌道を求める計算式について理解をして、数学的な表現を用いて説明するというようなことに課題がありました。まとめてみれば、論理性の育成に、さらにさらに今後も工夫が必要だなということを思っております。

また、小学校の理科では、変化する2つの関係。変化するものが2つある、その関係を分析して、その理由を述べること、あるいは中学校では、知識を活用して、ほかの人の考えを検討して、これは間違っているよというようなことを根拠を示して改善していく、そういった理由づけの説明というようなことで弱さが見られたということでございまして、事物・現象を分析したり、あるいは総合したりしながら、根拠に基づいて判断したり、説明したりする指導、そ

の部分にさらに創意工夫というものが必要なというふうに判断をいたしております。

それから3つ目、生活習慣や学習環境、「学習習慣」という言葉も使われておりますので、そういうふうに使わせていただきたいと思っておりますが、これらについての問題点をということでございますが、これにつきましては、仮に正答率70%以上、これは算数、国語、理科A・B全て含めての話なんです、正答率全てで70%を占めている者を上位層と、それから40%以下を下位層としたときに、まず生活習慣面では、相関が大きいと思われる内容を上げますと、同じぐらいの時刻に寝ているかという項目では、小学校では66.7%の子が「している」「どちらかと言えばしている」というふうに回答しているのに対して、下位層では、55.6%が「余りしていない」「全くしていない」というふうに答えてきております。この点につきましては、中学校にも当てはまりまして、上位層の87.5%が、下位層では35.7%が該当しております。

また、1日にどれぐらいゲームをしているかと、あるいは携帯や通話やメールをしているかといった項目についても、小・中とも、正答率の高低との相関があるというふうに判断してきました。

今後も特に家庭との連携を通して、生活習慣の一層の充実を図っていくということの必要性を感じています。学校でもこのことには力を入れているんですけども、まだまだ十分なものにはなっていないというふうに判断をせざるを得ないというふうに思っております。

それから、学習習慣面にかかわる質問項目に、家で学校の宿題をするかというのがありますが、小・中とも上位層は100%が「している」「どちらかと言えばしている」というふうに回答しているのに対して、下位層では、小学校では27.8%、中学校では35.7%が「余りしていない」「全くしていない」というふうに回答しています。

また、自分で計画を立てて勉強しているかどうかの項目についても、上位層は、小学校は66.7%、中学校では40%が肯定、もしくは肯定的に答えておりますし、下位層は、小学校で72.2%、中学校で78%が否定的、もしくは否定してました。家での予習・復習の取り組みにも、これは全体に課題がありまして、どの学校も取り組んでいる家庭学習のあり方について、学力向上推進事業でいつも話題にしているんですけども、さらに実践的研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、学校、学年で調査教科、調査内容が限られているということでございますが、出てきた結果は、抽出2校はもとより、他の4校にも生かして、学力の向上に役立てていきたいというふうに考えておりますので、お力添えのほど、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

[7番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

ありがとうございました。

的確に分析をしていただいて、今後の学力向上につなげていただきたいと思います。町長さんの公約で、小学校で少人数学級をこれで3年間実施し、経過したわけですが、今後2年たてば、この学力・学習状況調査の対象にもなってきますので、そこら辺の子供たちの小学校へ入って、少人数で勉強したことがどうであったかという実証の検証にもなろうと思います。また、学力向上に向けて、教育委員会、皆さん方で頑張っていたいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（谷口鈴男君）

これで、加藤保郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を午後1時といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

午前に引き続きまして、一般質問を行います。

5番 柳生千明君。

5番（柳生千明君）

きょうの一般質問最後ということでありまして、私も1年たって、きょう初めてこの一般質問に立つわけでございますので、先輩議員さん方の今までの質疑等いろいろ聞いておりますと、本当に内容の濃い質問をされておりますが、何せ私もふなれな点がございまして、いろいろあちらこちら行くような話になるかもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。

また、私も議員となって、はや1年経過しておりますが、責任ある立場で、ここにきょうまで、まだまだ未熟な私ではありますが、今後ともよろしく願いいたします。

また、昨年は東北の大震災、集中豪雨、災害等、悲惨なことが起き、微力ながら支援活動もし、また私もきょうまで地域の活動にも積極的に取り組んできております。

今回、一般質問で取り上げました学校教育問題、人に向き合う教育体制の充実。これは、21世紀の御嵩町教育夢プラン第2次改定の中にもございましたように、大津市で発生し、大きな

社会問題となっているいじめ問題があります。この事件の報道以来、全国的にいじめに関する相談が急増し、連日マスコミで取り上げられて大きな関心を集めています。幸い、先日、民生文教常任委員会と学校教育課との意見交換の場では、当御嵩町にはそのような事例はないという報告でしたが、今後とも悲惨ないじめ問題が発生しない体質で取り組んでいかなければならないと思います。

新聞報道では、教育委員、教育委員会の形骸化が言われております。いま一度原点に戻り、日本の未来を担う子供たちに大いなる関心と愛情を注がなければならないと痛感しております。

そこで、まずいじめの語源ということで、まず広辞苑で調べますと、特に学校で弱い立場の生徒を肉体的、精神的に痛めつけること。どういうことかなと思いましたが、いじめの種類としましては、言語的な冷やかし、からかい、悪口、それからおどし文句、嫌なことを言われる。また、暴力的に関するいじめとしましては、ひどくぶつかる、たたかれる、殴られたりする、それから金品をたかられる、それから物を隠されるというようなことでございます。特に言動や体罰的なものはさほど気にしないかもしれませんが、法律に触れる行動も最近では見受けられるので、きょうは、特に教育長としてのその辺の認識を伺いたいと。

また、いじめに対する対策と支援とありますが、これにつきましても、さきの教育課との会議におきまして、私のほうに平成24年度の各校の生徒指導ということでレジュメをいただいております、この中にもいろいろ未然防止とか早期発見、早期対応とかいうような各学校の調査の結果が出ておりましたが、これにも早期対応等を列記されていた中で、教育委員会としての考えや責任の主体をお答え願いたいということ。

3つ目に、教育委員会とは、都道府県と市町村に置かれていて、地域の教育行政の方針を決めるというようなことで、特に教育委員においては非常勤で、定例会においては月1回程度で、事務局の方針を追認するケースが大半で形骸化していると思います。この辺の問題意識を持って対応していくにはどうしたらいいかということで、いずれにしろ学校側と教育委員会、それから教育委員との情報調査が円滑に行われていないと思われまますので、今後そうしたことないように構築できないかということで、きょうは3点、1つはいじめの定義、そして今大きな社会問題のいじめの対策と支援、教育委員会と教育委員との信頼関係。後ほど、教育委員会と教育委員については、若干町長等の意見等も聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（谷口鈴男君）**

教育長 丹羽一仁君。

**教育長（丹羽一仁君）**

まず1点目でございますけれども、その前に、きょうも報道されておりましたけれども、連

日のように報道されているいじめ関連のニュースに心を痛められて御質問いただいたということで、ありがとうございました。

最初の御質問のいじめの定義についてでありますけれども、平成18年度間の調査のときから、平成19年1月19日に変わったわけですが、平成18年度間の調査のときから改められた文部科学省の定義は、次のようなふうになっております。

いじめとは、いじめを受けた当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとされています。

それまでの定義は、いじめとは、先ほどのお言葉の中にもちょっとあったわけですが、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続して加え、相手が深刻な苦痛を感じているものというふうにされたわけですが、2点ばかり解説をさせていただきますと、「自分より弱い者に」という部分が、「一定の人間関係のある者から」というふうにされたわけですが、いじめは、強弱関係のみに起きるのではないという考え方によるのではないかなというふうに思っております。

それから、「身体的」という言葉が使われていたものが、「物理的」というふうにされたのは、先ほどおっしゃった殴られるとかというようなこともあるわけですが、金品をたかられたり、おどされたりする、そういったものも含めて考えたときに「物理的」という言葉のほうがふさわしいだろうということで、「物理的」という言葉が含まれたというふうに解釈をしております。

なお、このいじめに当たるかどうかの判断については、「いじめを受けた児童・生徒の立場に立って行うこと」という文言があるわけですが、これは以前は定義の後に書かれていたけれども、この18年度間から、定義の前に書かれたということでございまして、いじめられたとする児童・生徒の気持ちをもっと重視しようじゃないかという意味が一層強く込められているからだというふうに、これまた解釈をいたしております。

それから2つ目でございますけれども、今大きな社会問題になっているいじめの対策と支援ということについてお答えをさせていただきたいと思いますが、これまたきょうお触れになりましたが、毎年、御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点というのを策定していますが、今年度も4つの最重点を設け、そのうちの1つに、人権教育を位置づけて推進しています。その人権教育についても、さらに3つの実践項目を設けているわけですが、最初にいじめや差別は自分たちの心や生活に根差している問題として捉え、学校全体でいじめや差別は絶対に許さないという風土をつくるとしています。それぞれの学校では、この人権教育にかかわる全体計画というのを立てまして、それを基板しまして、先ほどお話ししたいいじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応には特に力を入れて取り組んでまいります。

その概要は、先ほどお話になりましたように、8月10日の民生文教常任委員さんと教育委員会の懇談の上にお示しをしまして、またそこにもお持ちのようですので、省かせていただきます。

取り組みの状況や結果については、教育長の学校訪問等、いろいろな者が学校訪問するわけですけれども、訪問等で把握に努めるとともに、先日、8月27日でしたけれども、教育委員と校長懇談会で取り組みの現状を中心に意見の交流を行いました。各教育委員からは、学校が多様な取り組みを工夫し、組織を大切にしながら、継続的に、しかも丁寧に取り組んでいるというような評価の声が上がっていました。

第1回目の御嵩町教育指導の方針と重点の評価会議を8月22日に行ったわけでございますけれども、人権教育に係る取り組みの交流は、いじめを中心にして熱心に行われたということをお報告申し上げておきたいと思っております。

2学期には教育委員の学校訪問を予定してまして、ここでもその後のいじめに対する各学校の取り組みの状況について懇談を予定しています。未然防止、早期発見、早期対応の具体策の交流と具体的事実に基づく懇談を丁寧に実施することが対策や支援の充実を図っていくことにつながっていくというふうに確信を持っております。

なお、話が変わりますけれども、オアシス教室では、不登校に限らず、いじめの相談も行っていきます。毎月の「ほっとみたけ」でお知らせをしていますので、御承知いただいているかなということをおもっておりますけれども、近日中に、全児童・生徒への周知をまた別の方法で計画しているところであることを申し添えさせていただきます。

それから、教育委員会と教育委員との信頼関係ということでございますが、内容を読ませていただきますと、教育委員会の形骸化というようなことについて特に力点を置いて書いておいていただけるように思っておりますので、それについて話をさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条に、教育委員会の職務権限というのが書かれているわけですけれども、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し及び執行するということで、見ていただきますとおわかりいただけますが、19号にわたって職務権限を規定しています。この権限とされる職務を全うするために、教育委員会の会議の充実というのは当然不可欠であるということをおもっております。

御嵩町の教育委員会の会議は、今年度は臨時会を含めて14回を予定していますが、教育委員会の会議とは別に、省庁、この間、民生文教常任委員さんのほうからの提案だったんですけれどもも民政文教常任委員会、あるいは6校の校長、教職員との懇談を実施、または今後予定をしています。町長とは、御嵩町教育への思いや願いを知ること、それから、来年度の事業に係

る教育委員会の思いをお伝えして懇談するということを目的にしていますし、民生文教常任委員の方々とこの間の会議では、不登校、いじめ問題の懇談で、課題の解決に大きな励ましとヒントをいただいたということで、大変感謝をしております。

また、校長とは、学力向上推進事業の推進計画と、さきに述べましたいじめへの各校の取り組みの現状を交流してきました。いじめに係る校長との懇談は、教育委員会と校長会の協議によって急遽実現したものであります。また、10月には共和中学校で転入職員や若い職員を中心に、教育に対する思いや勤務校の一層の充実のための工夫等を聞くことにしています。

移動教育委員会ということで、会場を外部機関等に変えて会議を開き、運営方針や運営実態を把握してきました。今年度は、上之郷小学校で防災教育への取り組みについて説明を受け、また御嵩公民館では、各種事業の推進計画と進捗状況を知ることができました。

10月には、教育委員会による町内6校への学校訪問を予定していますが、校長と懇談をしてきた学力向上推進事業の進捗状況と、いじめに対する取り組みの状況把握を中心に学校運営の全般について実態を把握しながら意見交換をしております。

このほかに、教育委員はそれぞれに学校や地域の行事等に極力参加をしているわけでありませぬ。教育委員会は、こうして把握した情報や情報から得た判断等を会議に持ち込むことで、会議と会議、会議と事業等がつながりのあるものになるよう、いわゆる会議が形骸化しないよう一層みんなで創意を凝らしていきたいというふうに思っております。

議員の温かい御支援と御指導をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

事前通告ということ言えば、ある種、突然の指名ですので、何ら資料も用意してございませんので、その分、生の声といいますか、思いをお伝えしたいと思っております。

まずいじめについては、私自身は日常的に学校では起きていると思っております。そう考えたほうがいいのではないかなということも思っております。ただ、子供のレベルで解決してくれているのなら、そのレベルで済んでいれば、これも成長の過程において、いわゆる共同生活といえますか、協調していくということも必要ですので、社会勉強をしているのではないかなという解釈の範囲で済むかと思っております。

可児市では、大きないじめ、大変な問題も起きたこともあって、今回、条例の制定化をされるわけですが、この条例の制定というのは、抑止力としては大変生きたものになってくると、私自身評価しております。

いじめの一番難しいところは、水面下で陰湿に行われているということではないのかなと。

いかに水面上で顕在化させていくか、この方法を見つけない限り、基本的には、今全国で問われているようないじめ問題の解決にはつながらないのではないのかなという思いを持っております。その手法がどういう手法をとるのかということが大切なことであるというふうに思います。

私は夏休みに、必ず小・中学校の校長先生と語る会のような場を設けます。その際に、当然校長先生たちは、かつてはクラス担任をしておみえになったような経験をお持ちですので、毎日顔を合わせている子供たちの間でいじめが仮にあったとして、わからないのかということをお聞きしました。答えは、わかることとわからないことがある。また、学校外で起きたことについては、ほぼわからないという経験者のお話として聞かせていただいたということであります。

職員でも体調を壊していたり、精神的に不安定であるときには、課長が早く見つけろということを行いますけれど、毎日顔を合わせていても、子供というのはなかなか本当は表情や声の質や、いろんなものが出てきているのではないのかなというふうに思うんですが、わからないときがあるという答えでありました。

そう考えていきますと、いじめられていると、いじている側が認識していない場合でも、いじめというのは成立している場合があります。私もよく人を傷つける言葉を簡単に言ってしまうという私の悪い癖があるんですけど、自分はそれほど言われも気にしない部分が、相手にとっては非常に重い言葉に聞こえてしまうということがありますので、いじめの認識がない者がいじているとされてしまうことも中にはあるでしょうから、それはそれで周りが気を付けてやるということも必要ではないのかなと思います。

今、具体的な策としてはなかなか思い浮かばないですが、電話より、いじめられている子供自身、もしくは第三者、それが見えているといいますか、わかった第三者が校長先生あたりに手紙を書くような方法もあるのではないのかなと思います。大人の判断も必要になってきますので、そうした対応というのはしていかせるべきだなということは思っています。

一時期は、町長に全く教育関係者ではない人間に手紙を出したらどうかなということも考えておりましたけれど、そういう意味でもいろんな形があるかと思えますので、皆さんからもアイデアがあればお教え願いたいと思います。

教育委員についての考え方ですが、今、こうしていじめ問題が顕在化して、非常に大きな問題になっておりますけれど、それ以前から、やはり教育委員会というのは非常に大切でありますし、教育委員さんについても、そうそう形骸化した形をとっておられると私は思っておりません。定例会に出てくればいいという時限の話ではありませんし、教育長が申し上げたように、いろんな会合にも出ておみえになります。きょうもこうしたいじめの問題での一般質問がある

ということで、私が出てきてくれと言ったわけではありませんけれど、お2人、教育委員さんが出てきてみえるということで、日常的に大変な努力をしておみえになります。

教育委員さんというのは、可児市のいじめの問題があったときにも矢面に立っておやりになった。市長さんは一回も顔を出されなかったんですけど、基本的に言えば、事が起きたときには、まず教育委員が矢面に立たされるということは覚悟していただかなきゃいけないという存在であるかと思えます。そういう意味では大変重い仕事でありますので、なかなか御嵩町内で適任と言われる方を探すのは難しいですけど、今後の御嵩町の教育行政の一番根幹をなす部分として活躍していただくためにも、教育委員さんについてはしっかりとした方になっていただきたいという思いを持っておりますので、よき人材をこれから求めて、余り金太郎あめのような形にならないような、そんな求め方をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

今、町長の答弁の中に、教育委員が矢面に立って一生懸命やっているということでありますが、実は今回、教育委員の1人が、どういうわけか、はっきりしたところは具体的に私らもしっかりは伝わっておりませんが、やめられると。というか、こちらのいろんな事情で、大変だろうというようなことで辞任を促したようなことになっておりましたが、真実のところをもう一度はっきりさせていただきたいと思えます。

それと、けさの朝日新聞でも、2011年度いじめの認知件数ということで、全国小学校におきましては3万3,124件、中学校においては3万749件、その他高校、特殊学級等合わせますと7万231件と。岐阜県におきましては、小学校で1,452件、中学校においては1,185件のいじめの認知件数というものが、けさ新聞に載っておりました。当御嵩町においても、そのような件数がどのくらいあるかわかりましたら、教えてください。

**議長（谷口鈴男君）**

教育長 丹羽一仁君。

**教育長（丹羽一仁君）**

1点目の、教育委員さんが9月をもっておやめになることにつきましては、全員協議会の折にもお話を申し上げました。小さいお子さんがあるということで、十分に会議に出たり、あるいは行事等に出たりするときに不都合を感じられるというようなことを、現にその後もおっしゃっておられるということで、人材的に教育委員会でのいろんな発言をしていただき、大変我々に

とって力になっていただけたわけですが、そんな理由で9月をもってやめられるということでございますので、2回目でございますけれど、ひとつ御理解をお願い申し上げたいということを思っております。

それから、いじめの認知件数につきましては、ずうっと統計をとってきておりますけれども、平成23年度、1年度の認知件数は、小学校が17件、中学校が36件、合わせて53件ということでございまして、1,000人当たりの件数でいきますと、小学校が16.8、中学校が66.4ということで、合わせると極めて高い数字になっているということが御理解いただけると思います。

これにつきましては、岐阜県のほうでも答えておりましたけれども、非常に微妙なところまで私は調査をしてくれているからだというふうに判断をしております。なお、解決につながっている件数も高いということで、丁寧に取り組んでいく証拠ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

[5番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

いずれにしても、それぞれの立場で一生懸命やっておられるということですが、やはりいじめという問題につきましては、今日、核家族化が進み、隣近所のコミュニケーションが破壊した現在では、やはり子供を叱ったり、見守ってくれる大人が若干少ないというようなことで、いじめの問題は、学校に全ての責任があるわけではない。実質は、前回、私も敬老会の席の中で、今までは3世代ですとか、そんなような家族の中で子供も交えていろんな話ができてということで、いじめ等についても多少解消されていたんじゃないかというような話をさせていただきましたので、今後、やはり学校も大事ですし、特に家庭の中で社会のさまざまな問題について、親子の中で話し合えるような立場をつくっていただくとともに、教育委員会の方々もそんなようなところにも一生懸命力を注いでいただきたいと思います。

以上で終わります。

**議長（谷口鈴男君）**

これで、柳生千明君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

---

**議案の委員会付託**

**議長（谷口鈴男君）**

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第1号から認定第6号までの6件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

---

**議長（谷口鈴男君）**

それでは、認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

**6番（山田儀雄君）**

今回の決算認定でありますけれども、監査委員の方が3日間にわたり監査された監査報告がここにありまして、その監査結果と指摘事項等ありますけれども、それからちょっと外れた部分2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でありますけれども、今回の決算書の歳入関係でありますけれども、歳入関係につきましては、平成22年度、前年度の繰越額等については、今年度と整合性があるということをおもっております。必要だと思っておりますし、整合性が当然必要になってまいりますけれども、その中で、実は平成22年度に庁舎の使用料について過年度分が20万4,400円というものがありまして、23年度につきましては、これが本来ですと20万4,400円がどんだけ入ったのか、不納欠損したのかと、こういった記載が当然入ってくるわけなんですけれども、その部分が今回欠落しているということで、ここの辺について1点お聞きしたいと思います。

それと、第2点目でありますけれども、決算書の備考欄でありますけれども、現在、備考欄を見てみますと、歳出のほうにつきまして、予算の流用と予備費から充用された、この部分については記載がありましてわかるわけなんですけれども、歳入については何も記載がありません。

そうした中で、前年度といろいろ比較した中で、明らかに数字がちょっとおかしい部分があります。そうしたものについては、備考欄の中でその理由を記載していただくとわかりやすいかなと、こんなふうに思いますが、この2点について見解をお願いしたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 寺本公行君。

**総務課長（寺本公行君）**

それでは、私のほうから山田議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目の前年度決算、平成22年度決算における収入未済額が平成23年度決算で適切に反映していないという御指摘に関しましては、議員御指摘のとおり、平成22年度決算で歳入に収入未済額がある場合、当然平成23年度決算において過年度分として調定額に計上されるのが通常の経理方法であります。にもかかわらず、それがなされていない収入科目、議員御指摘の件、20万4,400円につきましては、行政財産の目的外使用料でございますが、これが23年度で調定漏れということで計上されておらないということで、理由としてはいろいろありますけれども、結果から申しますと、まずもって不適切な経理であるということは認めさせていただきます。

収入未済がある場合、御嵩町会計規則第21条の規定により、翌年度の調定額として繰り越し、会計管理者に収入未済額繰越通知書を送付することになっております。この一連の作業は、財務会計システムで自動的に行うのではなく、職員の手作業により行っています。したがって、今回の事案についてはシステムのふぐあいでも何でもなく、あくまで人間、私も含めまして職員によるチェックがしっかり機能していないことが原因であります。

よって、チェックを厳しくするために、今後の方策でございますけれども、決算書の附属書類で黄色い表紙がございます。その中の21ページに、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書21ページを見ていただきますと、町税等収納状況表が載せてあります。この表は見ておわかりのとおり、町税など主なものを載せていますが、今後の対応でございますけれども、これらのもの以外でも、前年度、歳入決算において収入未済額があるもの全てを掲載することにより、その経理状況を明らかにしていきたいということで対応策を考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

次に、第2点の決算書の様式ということで、備考欄に、現状では流用、充用の記載がしてあるということで、これ以外にも記載ができないものかという御指摘でございますけれども、現在、決算書の作成につきましては、財務会計管理システムにより管理をしているものであり、流用すれば、システム的に自動的に掲載されることとなっております。決算書は、ただ単に1年間の実績を数字であらわしたものであり、備考欄に他の説明を記載し、説明することが確かに御指摘のとおりベストではありますけれども、現状のシステムが必要最低限の流用、充用の説明のみを構築するようシステムとなっております。岐阜情報センターを採用している他の市町村についても同様な対応をしているということを聞いております。

以上のことから、このような現状を理解していただき、今後の対応でございますけれども、決算書の様式としては訂正はいたしません。決算数値、個々の具体的な内容につきましては、附属書等で記載し、議会などへの説明とさせていただきます。この附属資料の内容を充実するとともに、委員会審議などにおいて、担当者からの説明を丁寧に行うことで対応してい

きたいと考えていきますので、この点につきましても、よろしく御理解のほどお願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

2点お伺いいたします。

今お話がございましたけれども、決算書16ページの町民税の滞納繰越分、調定額と、昨年度の収入未済、現年度分の収入未済と滞納繰越分の収入未済、合計しますと、今年度3万338円ふえておりますけれども、これについての御説明をお願いいたします。

それともう1点、予備費からの充用されているのが何か所も見当たりますけれども、見てみますと、予備費の共済費というところに充当がなされております。そして、中には充当した後、不用額が出ているというところがたくさんございますが、これについての御説明をお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

税務課長 佐久間英明君。

**税務課長（佐久間英明君）**

ただいまの御質問ですが、まず1点目のほうですけれども、滞納繰越分の額のことだと認識しました。今、手元に22年度の決算書について持ち合わせがございませんので、ちょっと確認が直ちにできないんですけれども、23年度に繰り越した分ということですね。こちらの調定額、町民税個人分でいきますと6,300万ほどありますけれども、これが前年度の収入未済額の合計と食い違うという御説明でよろしいでしょうか。

ちょっと今、手持ちが確認できませんので、ちょっと時間をいただければ、議長、いかがいたしましょうか。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

調べてから御答弁をお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 寺本公行君。

**総務課長（寺本公行君）**

それでは、大沢議員の流用に関しての御質問に対しまして答弁させていただきます。

大沢議員御指摘のとおり、予備費から充用しておる額が決算書に載っておりますように、約320万ほど充用しております。それ以外でも、予備費を除く各科目間同士の流用も行っておりまして、不足分のみを流用・充用するのが大原則であります。そのことからして、流用、充用した後に予算残が発生したことは、先ほどの収入未済額とあわせまして、不適切な経理でございます。原因といたしましては、1つの予算科目に、決算科目の科目それぞれでございますけれども、複数の事業科目、または複数の所管係で管理をしております。それぞれ財務会計システムで管理をしていることにより、他の事業科目に予算残があるにもかかわらず、1つの事業科目の予算不足をもって流用したため、これがための原因でございます。また、所管係が複数と申し上げさせていただきましたけれども、複数係が他の課にまたがっている場合につきましても同様でございます。

しかし、厳格にチェックをしておれば、このようなことは発生することはないと私は考えております。よって、今後流用する担当者が他の事業科目を確認することは当然のことでありまして、さらに複数課にまたがる予算科目においては、財政係においてのみしかチェックができませんので、財政係におけるチェックを行うことにより再発防止に努めていくということで、今後身を引き締めて予算の管理執行に当たっていきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

税務課長 佐久間英明君。

**税務課長（佐久間英明君）**

先ほどの大沢議員の1番目の質問ですけれども、ただいま資料を持っている職員から借りてお答えいたします。

ちょうど3万338円の食い違いということですが、これは住民税の、住民税というのは町民税と県民税を合わせて収入をするというのを経理としております。その後、年間を通じて、毎月経理をするんですけど、年間で案分率というものを採用しておりまして、町と県との案分率、町が全部を収入するんですが、それを町と県の調定額をもとにした案分率で案分率を出しまして、県のほうへ一旦町が受けた町・県民税としての税のうち、県民税を県のほうへ戻していくということを行っております。その中で、案分率は通常は、当初想定した予定、特定案分率といいますけれども、まず見込みの案分率でずっと年度末まで動きまして、最後の2カ月、3カ月が確定案分率というか、最終の精算的な案分率ということで案分率を採用します。その中で、最終報告した後に、22年度から23年度のケースでいきますと、この案分率の確定値が最終で修正された場合なんかがいろんな事情でありますので、その修正後に確定したも

ので最終の決算を打った後の数値として出たものを精算した分が3万338円。この分が23年度への滞納繰越分の数値と食い違う分が3万338円あったということになります。

県税との案分率の最終確定、いろんな事情により最後に修正されるということが起きますので、これはどうしてもそういう経理により、今回こういう数字が発生しております。今確認したところそういう数字でしたので、御報告いたします。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

ちょっと決算書で教えてください。

37、38ページなのですが、ここにあります諸収入の貸付金元利収入、04の緊急援助費貸付金元利収入、過年度分で調定額が2万円、収入未済額2万円とありますが、この金額の性格、またどういう性質のものか教えてください。

**議長（谷口鈴男君）**

福祉課長 若尾要司君。

**福祉課長（若尾要司君）**

それでは、ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

決算書の37ページの緊急援助費貸付金のところでございますけれども、まずもって経緯からお話を申し上げさせていただきますが、過年度分2万円の数値が出てまいります分につきましては、平成22年度で生活保護、あるいは生活に困窮された方に緊急的に生活費の一部を貸し出しするという作業をさせていただいたものでございます。そのお金が、実は22年度中に戻ってまいりませんでして、23年度分で、過年度分としてここに上げさせていただいたものでございます。なおかつ23年度中におきましても、貸し付けをさせていただきました2万円につきましては戻ってまいりませんでしたので、収入未済額としてここで2万円が上がってきているという状況になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

調定と計上方法ですが、これは例えば2万円入ってくれば、一般会計のほうへ入れる財源になるわけですかね。ちょっと性質上、生活資金の貸し付けで緊急援助はそういう性質のものじ

やないと理解するわけですが、この2万円貸したのは、じゃあどこで貸したのか。歳出のほうでいえば、例えば科目が民生費の社会福祉費の中の20の扶助費あたりで貸してみえるのか、そこから辺をちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

福祉課長 若尾要司君。

**福祉課長（若尾要司君）**

今、議員がおっしゃられたとおり、まさに決算書のほうの37ページになりますけれども、目の社会福祉総務費の中の節の20扶助費の中での動きという形になります。ただし、この2万円につきましては、先ほど冒頭にも申し上げましたように、平成22年度での貸し付けにつきまして、返ってきていなかった分ということになりまして、こちらで過年という状況になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、扶助費の中でこの費用を扱う。緊急援護費たるものが、実際に返してもらうべきものなのかというような議論も当然出てくるとは思いますけれども、手続上、援護費を貸し付ける場合、まず返しますという制約、それから借用書をとっております。これは制度上の流れなんですけれども、その流れで貸し付けをさせていただき、身分証明書等々も提示していただいて、チェックをして貸し出しをしております関係で、先ほど申し上げたとおり、借用書もある、誓約書もある中での取り扱いでございまして、戻ってきた場合は、こちらの予算科目に調定させていただいて、納めて、一般会計の中に入ってくるという格好になるわけでございます。御理解くださいませ、よろしく申し上げます。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

決算書の22ページ、土木使用料のうちの道路占用使用料の滞納繰越分というのが2万8,635円上がっておりますが、前年度を見ますと、次年度への繰り越し、収入未済額は5万5,929円となっております。この差額2万7,294円はどこへ行っているのでしょうか。こここのところの御説明をお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

建設課長 伊左次一郎君。

**建設課長（伊左次一郎君）**

ただいまの大沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘は土木手数料であります。前年度、5万8,210円の未収金がありました。

10番（大沢まり子君）

違いますよ。決算書の22ページです。

建設課長（伊左次一郎君）

失礼しました。申しわけありません。

決算書の22ページのほうですね。道路占用使用料の滞納繰越分の2万8,635円は、1件の道路占用がございましたけれども、これが21号バイパスの工事によりまして、占用物件そのものが国道側に変更されましたので、間違っただけで占有料を請求しておりました、過年度分です。これを不納欠損させていただいたものでございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

今御答弁いただいたのは2万8,635円分ですか、不納欠損しましたというのは間違っただけです。

建設課長（伊左次一郎君）

はい。

10番（大沢まり子君）

それじゃなくて、その残りの2万7,294円分はどうなっているんでしょうかという質問なんです。

議長（谷口鈴男君）

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

失礼いたしました。

22年度の決算書の中では、この道路占用使用料と、次ページの24ページ、法定外公共物占有使用料が一緒になっておりましたので、23年度より決算を2つに分けております。滞納繰越分の管理を2つに分けておりますので、こちらのほうにその差額分が上がってきております。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

済みません、ちょっと確認させていただきます。その残り分は、次のページの……。もう一度、どこに入っているというのをはつきり教えていただけますでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

建設課長 伊左次一郎君。

**建設課長（伊左次一郎君）**

わかりづらい説明になったことをおわびします。

次ページのほうの調定額に、24ページの上から2行目でございますけど、2万6,964円というふうに調定を上げております。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

そこに載せてあると言われるのはわかりました。綿密に言うと、その2万7,294円と違うんですけれども。

**議長（谷口鈴男君）**

建設課長 伊左次一郎君。

**建設課長（伊左次一郎君）**

議員御指摘のとおり、330円の差額が生じております。これは、監査委員さんのほうの監査を受けております中で御指摘もありました。これは、監査報告書の中にある建設課分の不適切処理の内容でございます。これもとある会社の占有物件がございまして、これが倒産をいたしました。それで、回収不能になった330円の法定外占有使用料がございました。それを、本来ですと回収ができないということで、通常の経理処理するには不納欠損の手続をしなければなりませんでしたが、過年度分を調定減ということで処理をいたしましたので、この調定額に330円の差額が発生したということでございます。

これにつきましては、再発防止のために、町長に代表監査委員さん等の指導もございまして、町長のほうに報告をし、証拠書類を持って係員等に周知をしたところでございますので、御理解をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

1件お聞きします。

今度は決算書じゃなくして、主要な施策の成果に関する説明書、水色のほうですが、まず4

ページのほうで企画調整係のほうで、決算書の25ページの14の2の1の12で、地域活性化光をそそぐ交付金ということで、中山道みたけ館の空調設備、それから、御嵩町小・中学校図書購入事業ということで2,800万収入があって、それぞれ支出のほうがあると思っておりますが、例えば小学校費、同じ資料の53ページ、下から4つ目、10.2.2の18教材備品、教材図書、理科教材とありますが、基本的にこの10の2の2には、100万の前年度からの繰り越し事業費が入っておるはずなんです。それが、光をそそぐ交付金事業の分だと理解するわけですが……。

それと次の54ページ、10の3の2の18にも教材備品、教材図書、理科教材、新学習指導要領、この概要説明というのは、22年度も同じ項目が上がっております。例えば53ページですと3項目、54ページですと4項目上がっておって、内容は何ら前年度繰り越しに対する分が記載がないわけですね、ことし。ですから、何を幾らで買って、光をそそぐ交付金はどう充てたかということが不明確であります。

それから、同じ内容のものが60ページのほうに、今度は中山道みたけ館のほうですが、こちらのほうには10の4の8の12、60ページの上段のほうですが、手数料の中で空調設備の手数料ということで30万が住民生活に光をそそぐ交付金対象事業、それから下から3つ目の10の4の8の15で、空調設備等設置工事、これも住民生活に光をそそぐ交付金対象事業ということで上がっておりますが、その下の10の4の8の18図書購入視聴覚資料購入というのには、住民生活に光をそそぐ交付金対象事業であっても、そういうものが記載されていないということなんです、このうち対象事業はどのものであったか、その額は幾らであったかをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

学校教育課長 藤木伸治君。

**学校教育課長（藤木伸治君）**

それでは、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の小・中学校の教材図書購入は、先ほど言われました青色表紙の主要な施策の成果に関する説明書4ページの科目14の2の1の12の地域活性化光をそそぐ交付金の2,800万円のうちの上から3段目、御嵩町小・中学校図書購入費255万円であります。これは仰せのとおりであります、そして53ページの99万9,311円と、次ページの194万8,857円を合計しますと、294万8,168円にて図書を購入しております。交付金の255万円上回った39万8,168円につきましては、一般財源を利用させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

**議長（谷口鈴男君）**

生涯学習課長 玉木幸治君。

**生涯学習課長（玉木幸治君）**

それでは、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

今、総務課長のほうからも申し上げましたように、主要な施策の成果に関する説明書4ページの歳入調書のほうでございますが、14の2の1の12地域活性化光をそそぐ交付金の中に中山道みたけ館の空調設備等設備工事2,123万1,000円と、中山道みたけ館図書購入事業費421万9,000円であります。2,800万のうち、生涯学習のほうへ2,545万の交付金をいただいております。

続きまして60ページ、加藤議員が申し上げられましたように、下の欄でございますが、空調設備の関係で、整備工事が2,979万9,000円と、中段にあります手数料のほうでございますが、30万、これはプロポーザル方式でございますが、5社ほどプロポーザルがありまして、30万上げております。あわせまして3,009万9,000円の費用でございます。空調費の交付財源2,123万1,000円の財源をもとにしまして、差し引きますと886万8,000円上回った金額がございますが、これにつきましても一般財源のほうでのせさせていただきます。

また、下の図書購入、18のほうでございますが、4,973万936円の需用費でございますが、地域活性化の光をそそぐ交付金421万9,000円でございます。それを上回った75万4,936円につきましても、一般財源でのせさせていただきますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

私の意図することと全然違う回答がなされました。

先ほど寺本課長が言われたように、うちのほうの議員として、山田議員が発言したように、例えば決算書のそれぞれのページの該当項目の中に備考欄がありますので、そこに記載があればいいんです。それと、今回の水色の主要な施策の成果に関する説明書の中に、そういう事業名でこれは変わりましたよという説明があればいいんですが、前年度と同じ項目だけを上げて、歳入のほうの企画課、企画調整係は、それぞれの項目で上げておるんです。この出先が、私はこういうふうに見ればわかりますが、理解できない方も見えるわけです。その場合に、先ほど言いましたように、60ページの12の手数料とか、15の工事請負費みたいに、こういう交付金対象事業でありますという記載をしていただきたいという旨の僕は質問をしております。そういうつもりでやっておるわけですが、そこら辺の理解がなされないということは、ちょっと今後、総務課長が言ったように、しっかりと説明はさせますということですが、まず第一にだめだったということで、ちょっとがっかりするわけですが、それは私は理解しますのでいいです。

もう1点だけ追加でよろしいですか。

今の水色の主要な施策の成果に関する説明書の56ページ、10の4の2の13業務委託料の中の一番上ですが、中公民館大規模改修検討委託料ということで168万という数字が決算の概要説明であるわけですが、これが3月29日に答申になっておるということですが、この結果、答申内容というのはどういう内容でございましたでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

生涯学習課長 玉木幸治君。

**生涯学習課長（玉木幸治君）**

それでは、中公民館大規模改修の答申につきましてお答えいたします。

これにつきましては、平成24年3月29日付、中公民館改修事業検討委員会委員長 小川文甫氏より、大型規模の改修の基本方針について、また大規模改修の内容及び工法について、その他の3項目の答申書が提出されました。後ほど、提出されました答申書を配付いたしますので、詳細につきましてはお目通しをくださいますようお願いいたします。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

ただいま課長の答弁の中で、答申の資料を後ほど配付ということですが、必要なら今配付しますが、後でよろしゅうございますか。

**7番（加藤保郎君）**

はい、後で結構です。

**議長（谷口鈴男君）**

それでは、ほかに。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

済みません、先ほど寺本課長のほうから御答弁いただいた中で、1点、聞き漏らしかもしれませんが、先ほどの予備費からの充用につきまして、共済費で充用されているのが、全部で、見落としがなければ10件ほどあります。これ、ちょっと異常かなと思いますので、どういった経過で10件の共済費の充用が行われているのか、教えてください。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 寺本公行君。

**総務課長（寺本公行君）**

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、人件費、給料、職員手当、共済費に分かれておりますけれども、共済費を支払う年度末の段階で予算不足が発生しました。年度末でございますので、補正予算に上げることができ

ませんということですので、じゃあどこから持ってくるかということで、目の間で流用すればよかったという意見もあるかと思いますが、一括で予備費から充用させていただいたという経緯でございます。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

これだけの金額が足らなくなった理由って、調定ミスということなんですか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務課長 寺本公行君。

**総務課長（寺本公行君）**

調定ミスということではありません。あくまで支出予算科目の不足ということですので、予算で見込んでいた額より、それを少しオーバーするようになってしまったというのが結論でございます。補正予算後の金額よりも多くの支出を要することになったというのが結果だけでございますけれども。以上でございます。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

監査報告の中で、こちらの資料の3ページのほうなんですけれども、住民環境課の一般会計分で、業務委託、許諾業務の契約行為について検査調書が確認できなかったということで、調書を作成することとあるんですけれども、これはどういうふうに取り扱ったのでしょうか。住民環境課の説明を伺いたいです。

**議長（谷口鈴男君）**

住民環境課長 水野嘉博君。

**住民環境課長（水野嘉博君）**

先回の監査におきまして、監査報告の中で検査調書が確認できなかったということで御指摘を受けました。

従来までの監査の中ではこういった指摘がなく、支出等には支出命令書に課長の確認をして支出をいたしておりましたが、結果的に委託業務につきましては、全てそういった検査調書を作成し、その後、支出をするようにというような御指摘というようなことで、今後は調書を作成し、その後、記票し、支出したいということを考えております。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

済みません、この検査調書というのは、これまで22年度まではなかったということでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

住民環境課長 水野嘉博君。

住民環境課長（水野嘉博君）

はい、そのとおりでございます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

あと2件だけ質問させていただきます。

先ほど来言っております主要な施策の成果に関する説明書の中の32ページをお願いします。

32ページの中の歳出、中ほどにあります4.1.5.19の補助金であります。資源集団回収事業奨励金17団体、68回とありますが、この奨励金の単価でございますが、今、新聞、雑誌、瓶、それとアルミ缶等、多分全て5円で計算がなされておると思いますが、この5円という数字は、平成七、八年、物資、新聞等が逆有償、1円出さなければ持っていつてもらえない、2円出さなければ持っていつてもらえないという時期に、当時3円ぐらいを補助しておったんですが、それを値上げしまして5円に上げたと思えます。その5円がずうっと引き続き現在も来ておると思いますが、当時は逆有償であったということから、その額を上げてきた。今で言いますと、団体も少ないですし、あれですので、単価変更の考えはないとは思いますが、一度検討する余地もあるんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう1点、40ページですが、上之郷保育園の耐震補強と大規模改修、それから上之郷保育園内装改修及びテント張りかえ、上之郷保育園給水配管改修工事ということで、上之郷保育園ばかり3つの工事が、恐らく別発注でなされておると思いますが、一括発注の方策もあったかと思えますが、そこら辺の見解についてお答えをお願いしたいと思います。

以上、2点についてお願いします。

議長（谷口鈴男君）

住民環境課長 水野嘉博君。

#### 住民環境課長（水野嘉博君）

1点目の資源集団回収事業奨励金の単価の見直しはという御質問ですが、加藤議員の御指摘のように、この回収事業は、平成3年4月に施行されまして、その当時は牛乳パック、アルミ缶等が5円、その他が2円という単価になっておりました。その後、平成5年に一部見直されまして、全ての単価が5円となり、平成11年には金額が引き上げられ7円となってまいりました。その後、17年に、こういった資源物の買い取り価格等が安定してきたというようなことで、議員の御指摘のあったように、回収業者への回収に係る引き渡し料も支払うことがなくなったということで、ここで7円から5円に引き下げられております。

資源回収事業を実施していただいております団体は、現在もここ数年余り変わりなく活動を続けてみえますが、資源物資の回収量は減少傾向にあり、活動団体への奨励金等は減少しております。これは、店頭等へ持ち込む店頭資源回収等が多くなってきたということで、そういったものが要因ではないかと考えております。ごみの減量化に向けての資源回収に取り組む団体により多くのリサイクル活動の場を提供し、そういった団体へのインセンティブを高めるためにも、今後もこの支援活動は続けていきたいというふうに考えております。

#### 議長（谷口鈴男君）

福祉課長 若尾要司君。

#### 福祉課長（若尾要司君）

それでは、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

上之郷関係で3件の工事が主要な施策の成果に関する説明書40ページの中に記してある件でございますけれども、まずもって、平成23年9月20日から平成24年2月29日までの工期で、上之郷保育園の耐震補強並びに大規模改修を実施してまいりました。その期限内に途中で施設の内容等々も踏まえて2月10日に変更契約を一部結んで、工事の内容をきちっと詰めて動いたわけでございますけれども、完了後に、まずもって40ページの3の2の1の15の2段目になりますけれども、内装改修及びテント張りかえという部分でございますが、87万5,700円を支出しておりますけれども、こちらにつきましては、完成した後に全ての姿が整った状態の中で、非常に見苦しい状態のところが見つかってきました。こちらにつきましては、本体工事の中で本来は追加工事としてやるべきでしたんですけれども、その中では取り上げるべき必要がない可能性の強いところとして最初は扱ってしまいました。その後、卒園式、入園式の関係もございまして、急遽別発注でこの部分の対応をしたということでございます。

それから、同じページの上之郷保育園の給水配管改修工事でございますが、実は上之郷保育園は平成23年の冒頭から、どこで漏水しているのかわかりませんでしたんですけれども、漏水

が起こっております。その漏水を何とかけりをつけたいということで、大規模改修の中で、恐らく調理室から漏っているだろうという見解がございまして、調理室も大規模改修の中で直させていただいております。ところが、工事が完了した後も一向に漏水がとまらない状況が出てまいりまして、全体を精査したところ、保育園の西南にありますプール直下、それからそのラインに乗っております保育園の園舎南側に2カ所手洗い場がございまして、その手洗い場へ行く配管が老朽化し、穴があき、漏水しているということがわかりまして、これも工事が終了した後ですけれども、漏水対策として急遽、予算の範囲内で対応させていただいたものでございまして、耐震、それから大規模改修の本体工事完了後にいろいろな事情が出てきて、実施させていただいた関係で、一括発注ではなく、別途、この3件の契約が発生しているというものでございます。よろしくお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員会委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

---

**議長（谷口鈴男君）**

認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

この場で答えていただかなくても結構ですが、資料が大変になろうかと思っておりますのであれですが、後日、委員会の折に民文の委員会のほうで報告していただければ結構ですが、決算書120ページ、121ページ、123ページまでですが、基本的に滞納繰越分の調定額が平成22年度の決算書の収入未済額から持ってきますと、大変な誤差が生じております。その生じておる額の理由を教えてくださいと思っております。それは、先ほど言いましたように、委員会の折で結構です。

それと、決算書の129ページですが、同じくこれは平成22年度の決算書で130、131ページにあるわけですが、1万3,974円の収入未済額が発生しておったんですが、これがどうなったかということをお願いいたします。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

後のほうも委員会のほうでよろしゅうございますか。

**7番（加藤保郎君）**

はい。

**議長（谷口鈴男君）**

ただいま加藤議員の指摘事項につきましては、民生文教常任委員会の委員会協議でしっかりとした議論をしておいていただきますようお願いいたします。

ほかに。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第5号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第5号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は総務建設産業常任委員会に審査を付託する

ことに決定しました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**散会の宣告**

**議長（谷口鈴男君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月18日に民生文教常任委員会、19日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いいたします。

次の本会議は9月21日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦勞さまでした。

午後2時24分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員